

平成26年第3回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	平成26年6月18日																																																
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																																
開 会 （ 開 議 ）	6月18日午前9時0分宣告（第3日）																																																
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 井 戸 太 郎</td> <td>2 番 戎 井 政 弘</td> </tr> <tr> <td>3 番 奥 田 幸 男</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 植 田 い ず み</td> <td>6 番 山 口 昌 亮</td> </tr> <tr> <td>7 番 高 幣 幸 生</td> <td>8 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 下 中 一 郎</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 繁 田 智 子</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘	3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝	5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮	7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 下 中 一 郎	1 1 番 繁 田 智 子	1 2 番 馬 本 隆 夫																																				
1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘																																																
3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝																																																
5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮																																																
7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子																																																
9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 下 中 一 郎																																																
1 1 番 繁 田 智 子	1 2 番 馬 本 隆 夫																																																
欠 席 議 員	な し																																																
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>山 中 淳 史</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>森 井 惠 治</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>理事（政策推進課長）</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>理事（総務防災課長）</td> <td>今 村 雅 勇</td> </tr> <tr> <td>理事（都市建設課長）</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>理事（教育委員会総務課長）</td> <td>西 本 勉</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>経 堂 裕 士</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>城 光 良</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>上 田 武 司</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>塚 本 敏 孝</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 参 事</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事</td> <td>村 社 仁 史</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 主 幹</td> <td>岡 田 康 裕</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 主 幹</td> <td>中 村 九 啓</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 主 幹</td> <td>浦 井 久 嘉</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 主 幹</td> <td>竹 吉 一 人</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 主 幹</td> <td>酒 井 智 志</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹</td> <td>乾 充 喜</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹</td> <td>北 川 貴 史</td> </tr> </table>	町 長	岩 崎 万 勉	副 町 長	山 中 淳 史	教 育 長	森 井 惠 治	会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章	理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫	理事（総務防災課長）	今 村 雅 勇	理事（都市建設課長）	植 田 充 彦	理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉	税 務 課 長	経 堂 裕 士	住 民 生 活 課 長	城 光 良	健 康 保 険 課 長	上 田 武 司	福 祉 課 長	塚 本 敏 孝	観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦	上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋	総 務 防 災 課 参 事	橋 本 雅 至	教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	村 社 仁 史	教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	松 村 嘉 容	総 務 防 災 課 主 幹	岡 田 康 裕	住 民 生 活 課 主 幹	中 村 九 啓	都 市 建 設 課 主 幹	浦 井 久 嘉	都 市 建 設 課 主 幹	竹 吉 一 人	観 光 産 業 課 主 幹	酒 井 智 志	教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹	乾 充 喜	教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹	北 川 貴 史
町 長	岩 崎 万 勉																																																
副 町 長	山 中 淳 史																																																
教 育 長	森 井 惠 治																																																
会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章																																																
理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫																																																
理事（総務防災課長）	今 村 雅 勇																																																
理事（都市建設課長）	植 田 充 彦																																																
理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉																																																
税 務 課 長	経 堂 裕 士																																																
住 民 生 活 課 長	城 光 良																																																
健 康 保 険 課 長	上 田 武 司																																																
福 祉 課 長	塚 本 敏 孝																																																
観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦																																																
上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋																																																
総 務 防 災 課 参 事	橋 本 雅 至																																																
教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	村 社 仁 史																																																
教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	松 村 嘉 容																																																
総 務 防 災 課 主 幹	岡 田 康 裕																																																
住 民 生 活 課 主 幹	中 村 九 啓																																																
都 市 建 設 課 主 幹	浦 井 久 嘉																																																
都 市 建 設 課 主 幹	竹 吉 一 人																																																
観 光 産 業 課 主 幹	酒 井 智 志																																																
教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹	乾 充 喜																																																
教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹	北 川 貴 史																																																

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会議務局長 主 幹 主 任 西 脇 洋 貴 田 中 裕 美 竹 村 恵
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成 2 6 年 第 3 回 (6 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

平成 2 6 年 6 月 1 8 日 (水)
午 前 9 時 開 議

日程第 1 一 般 質 問

一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
7	9 番	山田 仁樹	<ol style="list-style-type: none"> 1 平群小学校の大規模改修工事について 2 入札制度及び工事・委託契約について
8	1 番	井戸 太郎	<ol style="list-style-type: none"> 1 西小学校の跡地、まずは全部を平群町の所有に 2 道の駅へのRVパーク併設、法的にダメという前回の答弁は、本当に正しいのか 3 身障者用の駐車場に体の不自由ではない人が駐車している！ 4 自主防災、救助トラブル時の責任誰がとるのか 5 公園のフェンス、破れた金網の修理を
9	5 番	植田 いずみ	<ol style="list-style-type: none"> 1 就学援助制度の充実について 2 学校図書館司書のさらなる充実を 3 上庄バイパス上庄東交差点から三里北交差点の歩道の街灯（防犯灯）設置について
10	10 番	下中 一郎	<ol style="list-style-type: none"> 1 奈良教育大学と連携協定の締結を
11	6 番	山口 昌亮	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理経費削減へ真剣なとりくみを 2 国道168号の森脇橋以北の歩道設置と安全対策について 3 国道168号バイパス三里地内の歩行者横断の安全対策について 4 須崎市への青少年学習体験事業のその後について

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆さん、おはようございます。連日、御苦労さまでございます。ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成26年平群町議会第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程はお手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は11名の議員から提出されており、きのうに6名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

発言番号7番、議席番号9番、山田君の質問を許可いたします。はい、山田君。

○9 番

皆さん、おはようございます。2日目の一般質問でございます。連日お疲れでございましょうが、よろしく願いたします。

議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問をさせていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きいたします。

平群小学校の大規模改修工事について、入札制度及び工事・委託契約について、2点お伺いをいたします。

まず、1点目は、平群小学校の大規模改修工事についてお伺いします。

この質問については、平成25年6月議会においても一般質問をさせていただきました。そのときの私の仮設校舎の不要論についての質問に対して、教育委員会からは、「国庫補助対象となるためには、校舎を単に2分割、3分割して児童を振り分けて工事を行うのではなく、棟番号ごとに工事を実施しなければ補助対象にならない」との答弁でしたが、25年度末、実際に、国、県の会計検査は実施されたのでしょうか。状況について報告をいただきたい。

また、2期工事の先行着手は事実上なかったのでしょうか。

一方、工事は当初の工程より大幅に短縮され、夏休みには大部分の工事が完了し、秋には運動会が開催できる見込みで進捗していると聞いていますが、当初18カ月間の使用予定であった仮設校舎が12カ月に短縮される結果となりました。これは、当初計画にも少し問題があったと考えますが、約6カ月のリ

ース期間の減少による減額についてはどのような見込みなのでしょうか。

改修工事の内容についてですが、1期工事終了後には増額契約もされていません。ガス暖房から冷暖房空調機、エアコンに変更になった経緯、増減額について、また、これまでと今後の電気基本料金も含む光熱費の増額予定についての状況、及び北、南小学校のエアコン設置計画についても、どのように計画されているのでしょうか。

また、2期工事対象部分の図書室の棚については、現状のままでも対応できたと思いますが、そのことについての検討はなされたのでしょうか。

常々、財政が厳しいとおっしゃている中、町長は教育委員会に丸投げでなく、不必要、過大な改修設計になっていないかどうかの検討はなされたのでしょうか。

やはり、実質落札金額約7,300万円の仮設校舎なしでの方法も可能であったと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

次に、2点目は、入札制度及び工事・委託契約についてお伺いします。

平成19年、新財政健全化計画の一環として入札制度の見直しも行われてきましたが、結果として、町内業者の育成、町内の潤い、活性化という観点から見たとき、制度改革が町財政的にその成果が十分なものになったと言えるとお考えなのでしょうか。

最近、いろいろな方より、町内で他市町の土木業者による工事が多く見受けられるけど、町内業者はどうなってるんやとよく聞かれます。実際、格付Aランクの土木工事業業者数はここ数年減少し、法人から個人会社に変われ、Bランクに降格された業者もおられると聞いています。税収面から見ても、平群町にとって法人税等の歳入減となっている反面、町税に何らかかわりのない土木業者も多くなってきているのではと思います。町内の活性化という観点、業者育成という観点からも逆行しているように思いますが、このことについて、将来展望も含め、いかがお考えなのでしょうか。

また、過去10年度間の2年ごとの業者数のランク別変動状況について、過去10年度間の土木工事の町内業者契約金額及び町外業者契約金額についてお聞きをします。

最後に、委託契約、随意契約についてですが、東小学校大規模改修工事についての設計監理業務は12社による指名競争入札とされたにもかかわらず、幼保一体化建設に伴う設計業務はプロポーザルとし、監理業務については随意契約とされました。その経緯、理由について、随意契約の規定から、改めてお答えいただきたいと思います。

あわせて、監理業務費についての予定金額及び契約金額についてもお答えを

願います。

また、過去5年間の設計監理の随意契約の状況、災害に伴う緊急な対応を除く建設コンサルタント委託契約及び工事契約の規則で定める額以上の随意契約の状況について、重ねてお伺いをします。

以上、大きく2点、明確な御答弁をお願いをいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、東小学校大規模改修工事に関する、まず、1項目めの御質問にお答えさせていただきます。

質問の1点目、年度末会計検査は実施されたのかという御質問ですが、25年度末に会計検査の実施はありませんでしたが、今後、平成25年、26年度に実施された事業に対して会計検査が行われる可能性はあるというふうに予想しております。

2点目の2期工事の先行着手はなかったのかとの御質問ですが、契約は1本ですが、工事費や補助金申請も1期、2期、別に分けているため、工程管理についてもそれに沿った形で、施工業者、施工監理者と調整の上、施工しましたので、現場における事実上の先行着手はございませんでした。

3点目の仮設校舎のリース期間の減少に伴う減額につきましては、当初、平成25年6月から平成26年10月末ごろまでの工事の予定としておりましたが、10月上旬の運動会を平群小でぜひ何とか開催できることをという強い要望もございまして、この要望に応えることを目標に工事を進めた結果、2カ月の工期を短縮できるめどが立ってきましたため、約200万円程度の減額ができる見込みというふうになってきております。

4点目のガス暖房からエアコンへ変更になった経緯につきましては、もともとボイラーによります暖房器具が設置されておりましたため、当初設計段階では、暖房のみのガスファンヒーターの設置を予定をしておりました。しかし、施工業者と施工監理者と工程管理を続けて協議をしていく中で、再度、児童の体調管理面やコスト面で総合的に精査をしたところ、ガスファンヒーターの場合、冬季期間のみ活用はできますけれども、エアコンであれば、近年の猛暑によります児童の体調不良対策として冬季だけではなく夏季の空調管理対策ができ、エアコンの設置のほうがより効果的であるというふうな結論に至りました。

また、コスト面につきましても、イニシャルコストとランニングコスト面から検討した結果、当初ガスファンヒーターの設置で予定をしておりました費用が直接工事費ベースで約2,700万円であったことに対しまして、エアコン

設置に変更した場合、約10万円の減で約2,690万円の見積もりということになりました。さらに、ランニングコスト面に関しましても、エアコンのほうが安価になるとの試算となったため、それらの面を総合的に勘案し、学校とも協議の結果、エアコン設置へ変更することに至った経緯がございます。

今回、平群小学校にエアコンの設置を行いました。残る他の中学校、北小学校、南小学校のエアコン設置につきましては、平群小学校での設置効果の検証もしながら、手法としましては、今回の改修工事と同様に補助金を活用した上、財政面も考えながら段階的に設置していきたいと考えております。

それから、5点目の図書室の棚について、現状のままで対応できたのではという質問でございますが、当初の設計段階から、図鑑のような大きな本も陳列できる本棚の新設を行い、図書室での学習環境の整備を願う学校側からの強い要望があり、改めてこの要望に応えることとしたということでございます。

それから、6点目の不必要、過大な改修設計になっていないかという御質問ですが、工事が着工されてからは毎週工程打ち合わせ会議を開催し、教育委員会、学校、施工業者、施工監理者が出席し、工程の確認と施工内容について改めて検証する場を設け、綿密に協議を行ってきました。その結果、不要であると判断したものについては当初設計から省き、約200万円減額するという形をとってまいりました。

7点目の仮設校舎なしの工法も可能であったのではという御質問ですが、昨年の6月議会でも答弁させていただきました内容と重複するかと思いますが、当初は経費節減のため、仮設校舎の設置を行わずに夏休み中に施工するということでの検討もしておりましたが、全体の工事量と補助金申請の性質上、棟番号ごとに工事を実施する必要があったことと、保護者あるいはPTA役員との話し合いの結果、工事期間中における児童の安全や騒音対策等の配慮への強い要望がありましたため、仮設校舎が必要であろうという考えに至ったということで御理解をお願いしたいと思います。

なお、現在まで工事を進めてまいりましたが、仮設校舎の設置に関しましては、学校、保護者からも、児童への安全面を最大限に考慮していただき大変感謝いただいているものと受けとめております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

はい、山田君。

○9番

順次、再質問させていただきたいと思いますが、まず、手前勝手な御答弁過ぎるなどと思って、私はもう驚きました。そういった意味で、いろいろと再質問

させていただきます。

まずね、一番初めから行きまして、年度末の会計検査は実施されたのか、なかったと、今後はされる可能性が大きい、当然の話です、そんなの。でも、去年の6月はされるようなお話をされていたということ言っておきますね。

先行着手は事実上なかったのか。年度末に私、現場をちょっと見せてもらいましたけど、解体工事、既にやられてましたよ。余り大きな声では言いたくありませんが、事前着工は多少なりともされておりまして。これは大きな問題ではないと思いますが、できたということですよ。自分たちの都合が悪くなる可能性があるんで、やってなかったということを平然とおっしゃる。答弁の中でも、前回は、工事の着手となれば会計検査院による検査によって引かかる可能性もあるとおっしゃった。会計検査は当然ないと思っていましたよ、中間ではね。そういった意味では、そういった心配もなかったし、ある意味、ある程度の事前着工、お金の支払いが発生しなければ特に問題はないと思いますよ。でも、やられたっていうことは事実です。

ガス暖房からエアコンに変更になった経緯、いろいろ私も調べさせていただきました。いたし方ないという部分はあったのかなと思うところはあります。しかし、はっきり言いまして、事前の調査が不足していた。現実的にガス暖房、今すぐは不可能だったわけでしょう、駅周辺事業の整備との関係で。そのためにエアコンになったわけでしょう。それを、エアコンはいかにもすばらしいようなお話をされてました。それであれば、北小学校、南小学校もすぐするべきでしょう。相当なお金かかりますよ。ガス暖房とエアコンの工事費についての差額は余りなかったとも聞いてます。

ランニングコストについてはね、上がると思いますよ。当然デマンド料が上がってくるわけでしょう。私は、どう考えられているんですかって聞いたんですよ。今は予測できないかもわからない。実質決まってくるのが、おそらく一番、1年を通してのピーク時、来年の7月にどれほどの電気を使うかということを決まってくるのではないかと考えています、関電との中でね。そのことも、しかし、電氣量を予測することによってははじけるはずなんです。はじいてないということでしょう。そのことをお答えいただきたい。

エアコンについてはね、児童のいろんな体調面も考えてとおっしゃってましたけど、私個人としては、教育的見地から、特に余り賛成ではないのが私の考えです。そらいろんな考えもあるでしょう。中学校、高校に行ったときに、夏、家ではエアコンかかってても、教育環境の中で必ずしも完備されているとは限りませんから、私は余り賛成ではないですけど、つけられたということは事実です。全ての子どもに同じ教育環境をとということでおっしゃってるんであ

れば、先ほど言いましたように、南、北にも早急につけるべきですよ。そのことをもう一度お答えをいただきたい。

世間は原発の中で電気を減らそうという方向であるのにもかかわらず、ガス暖房を電気に変えられた。よほどそういう大きなエアコンのメリットを考えられたと思うんですよ。どうも、ガスがつながらなかったということは理解できるんですけど、どの段階でエアコンに変わったのかが本当に見えない。本当にエアコンがいいと思っておられるのであれば、すぐ南と北にもつけるべきだと思いますよ。もう一度お答えいただきますようお願いいたします。

それから、図書館の棚なんですけどね、これ、エアコンの話にもなるんですけど、図書館の棚で、ちょっと私、調べさせてもうたら500万ぐらいの工事費のようですよ。ほとんど以前の棚と変わらない。いま何か大きな図鑑が必要だと、大きな図鑑ばかりなんですか。本のサイズが変わったんですか、昔のようにB5からA4に変わったとか。そうでもないでしょう。ほとんど同じ棚でしょう。それがきれいになっただけでしょう。教育環境の中ではきれいになることも大事ですよ。でも、同じ環境で勉強させるという意味では、そのお金をよその学校のエアコンに回すことも必要だったんじゃないんですか。そういう意味でね、本当に、次の点の不必要、過大な改修設計になってないか、しっかり検討されたのかなと。されたとおっしゃるのであれば、それはされたんですけど、私は本当にされたのかなというふうに疑問なんですけど。

それから、最後ですよ、仮設校舎なしでの工法、あのね、いま、仮設校舎は、先ほどちょっと飛んでしまいましたけど、仮設校舎のリースの減額が200万とおっしゃいましたけど、2カ月、いつ2カ月、10月までに変わったんですか。文教厚生委員会の資料でもらったのでは、2月まで使用になってますけど、その後もらった工程表では、8月まで使用。いつ変わったんですか。お答えをいただきたい。校舎がね、これはお答えいただきたいんですけど、2月まで仮設校舎を使うという、それが約半年も短くなった。私は、前も言いましたように、2夏休み工事期間があったわけですよ。その1夏休み、前半の夏休みは仮設校舎に費やされた。ほとんど本工事がされていなかった。そういった意味では、仮設校舎なしでもいけたと思うんですが、その点、どうお考えですか。

以上、再質問よろしく申し上げます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

多くのちょっと再質問いただきまして、的確な回答ができるかわからないで

すけども、またあったらまた教えてください。

まず、1点目、エアコンの関係ですけども、試算をきちっとしておるのかっていうふうなことも含めてございました。どこまでがきちっとっていうことになろうかなと思いますけども、それから、今後、いわゆる電気料金の値上げとか、いろいろそういうことは、将来的にはあるでしょうし、変動があると思いますからあれですけども、一応、現時点での試算っていうのはさせていただきます。

エアコンが本当によかったのか、そのいわゆる見極めがよかったのかっていうふうなことですけども、これについては、当然、先ほども1回目の答弁でさせてもらいましたけども、イニシャル面、ランニング面のそのコスト面のみならず、やはり議員も懸念されてることじゃないかなと思いますけども、子どもの体力面っていうふうなこともございますので、そういったことも含めて学校とも協議をさせていただきました。中にはやっぱり四季を通じた中で、暑い日も寒い日も含めて子どもたちが過ごすっていうことの必要性等々もございますが、ここ数年来の異常な暑さ等々の中で、冷房使用については十分学校のほうで管理していきながら、体力面、健康面を勘案してやっていったほうがいまの状況の中ではいいという学校側の判断もありましたので、それで判断させていただきました。

ちなみに、いま現在、平群小学校のほうでは、冷房使用については6月から9月の間っていうことにしています。7月の途中から8月は夏休み期間中ですので、事実上6月から7月の中旬ぐらいまでかなと思いますけども、室内温度については28度、室内湿度については55%以上っていうことで管理をしながら、極力必要でないときには使わないというふうな形で運用していただくというふうなことにしております。十分しっかり検討したのかっていうふうな御質問ですけども、そういった形で、教育委員会内部、それからまた町長とも相談もさせていただいた中で、先ほど申しましたようなことで、結論としてエアコン設置っていうことに至ったっていうことです。

これに関連して、他の学校、じゃあ、南小学校、北小学校、中学校も同じ環境で公平に教育環境をっていうことになればっていう御質問です。これについては先日来、同様の御質問をいただいておりますけども、基本的には、平群小学校でこういう全普通教室のエアコンを設置したわけで、その管理、運営等々についても十分検証して、おそらくよかったっていうふうな判断になるっていうふうに、我々としては希望的な観測を持っておりますけども、そういうことであれば、当然いいことについては他の学校についてもやっていきたいというふうに思っています。ただ、財政的なこともありますので、そこらについては

十分段階的な形で、この間も答弁申し上げてますように、特別教室を中心にいま進めてますけども、今後の大規模改修とか、今回行いました大規模改修みたいな手法を活用して、最大限補助金等々を活用した、そういったものを目指してまいりたいというふうに思ってます。

それから、図書館の棚の話につきましては、これについては、ぜいたくか、必要か不必要かっていう話については、これも判断なんですけども、学校現場と話しする中では、学校現場としてはやはり新しいものというふうなことを言ってきます。ただ、町としましては、財政的なこともありますし、極力使えるものは使っていただくということの基本ベースで進めてまいりましたけども、大規模改修で、今後改修するっていうのはなかなか先、何年か先っていうことになりますんで、この際に補助金のつく内容のものについてはということ、ある程度納得のいくものについては学校側の要望を取り入れたというふうなことでございます。

それから、仮設リースにつきましては、いつ2カ月、10月が8月についていうことなんですけども、これにつきましては、これも先ほど申しましたように、工程管理を毎週やっています。その中で、学校も入ってますんで、学校の行事等との関係も含めて、強く、できるだけ何とか10月の運動会のときには新校舎で、広いグラウンドの中で小学校を使ってやっていくことを目指してほしいというふうな強い要望を聞いてましたんで、何とかその実現に向けて、我々もその施工業者のほうに、村本建設のほうに話をしながら、工事を進めるようになっていうことで、それがめどが立ったということでリース期間が短縮するというふうなことであります。その分についてリース会社と協議をしながら、契約の中に、契約条項に載った形の中ではありますけども、リース期間の短縮に伴う減額についての交渉をしております。いま現状の中では約200万程度のっていうふうな話になっているというふうなことです。いつリース期間が変わったのかということについては、いま申し上げましたようなことが理由でございます。

それから、最後に、仮設が必要であったのかっていうふうな御質問です。これは前々から、山田議員のほうからも御指摘もあって、そのたんびにお答えをさせていただいていたと思うんですけども、これも結局、工事の安全性とか現場、それから保護者等との協議の中で、最終的には仮設校舎をつくって、余裕を持った形で進めていくほうがいいというふうな判断でさせていただきました。以前に上牧の話も例として出しておられたと思いますけども、上牧は上牧で考えて、それはそれでよかったんじゃないかなというふうに思いますけども、平群町の場合は一番、お金はどうかかわからないですけども、安全で近隣の民家への影響等とも考えた中で判断をさせてもらったというふうなことでございま

す。

○議 長

山田君。

○9 番

再質問、何点かさせてもらいますけど、先行着手は事実上なかったんですか
ということは、まずお答えいただいてない。私は、3月末に行ったときに解体
工事は既に行われていたということですね。

それから、エアコンの話なんですけどね、確かに見ながらやっていきたい。
でも、先ほどおっしゃってた話は、エアコンがいかにすばらしいかをおっしゃ
ってた。いかにすばらしいかという判断をされてエアコンを設置されたわけ
でしょう。そしたら、まず、同じ環境のためにやるべきじゃないんですか。定住
化促進、若い世代に来てもらうためにも、きのうはアクションプランについて
の質問もありましたけど、若い世代が定住しやすいのは、いま、北と南でしょ
う。北小学校校区と南小学校校区じゃないんですか。そういう意味で、エア
コンがすばらしいとおっしゃるのであればやっていくべきでしょう。それで、子
どもたちの環境面を考えて運用していくとおっしゃったんですから、まずは設
置して、子どもたちの健康を考えながら、温度設定も含めてやっていく、この
ことが大事ではないかと思うんですが、そういう意味では、財政面のこともお
っしゃってましたけど、図書室のことはお答えいただかなくても結構ですけ
ど、もう平行線なんで、図書室の棚等いろんな無駄を省いていく、そのこと
によってエアコンに回していくっていうことが大事じゃないんですか。学校の要
望は常にありますよ。私もそういう仕事に携わったことがありますから、学校要
望っていうのは限りなくあります。それを教育委員会がどこで判断してやめて
いくか、これが大事でしょう、町長も含めてですけど。そういう意味でね、エ
アコンというのは、私はエアコンに特化した話の質問じゃないんですけど、い
まそうおっしゃったからお聞きするんですが、必要じゃないと思いますよ。

エアコンについての電気の使用料は変わらないとおっしゃいました。私は、
デマンドが、一番ピーク時で関電の基本料が決まってくるんで、来年の7月じ
ゃないかと思います。24年度の決算は、光熱水費で、東小が344万で西小
が164万7,000円。これ、決算でしたけど、飲料水やトイレの水って
いうのはほとんどまず変わらないと思います、人数によって決まってくる。でも、
教室数が変わってくるので、単純に合算したのが光熱水費じゃないということ
で、26年度の予算は520万とっておられます。東と西を足したよりも少
なくなってます。本当にこれ、このまま推移していくんでしょうね。そのことを、
検討されているのであれば、このままいくということをお答えいただきたい。

増えないということをお答えいただきたいということですね、エアコンの光熱水費については。

仮設校舎なしでの工法の中で、仮設ハウスの設置期間、私、ここに資料を持ってますけど、25年の2月19日の文教厚生委員会の資料では、工程表で、仮設ハウスの使用が2月までになっているんですよ。25年の2月です。仮設ハウスの使用が2月までになっているんです。3月に解体になっているんです。これで工事の契約が進んでいったんでしょう。仮設ハウスの契約も進んでいったんでしょう。いつ変わったんですか、10月までの使用に。その次にもらった資料は、もう8月いっぱい、運動会ができる工程表になっているんですよ。半年縮まっているんですよ。だから、仮設校舎は不要だったんじゃないんですかって言ってる。半年もあるんですよ。半年っていうのはね、努力でできるものじゃないですよ。工事の努力で半年なんて縮まらない。ちゃんとした理由がある。工法を変えた。やり方を変えた。そうでないと半年は縮まりませんよ。当初の見込みが甘かったんじゃないんですか。そのことについて、再度お答えを願います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

まず、1点目の2期工事の先行着手についてです。

先ほど申し上げましたように、事実上1期、2期を分けてますんで、2期工事については4月からっていうことです。もっと正確に言いますと、社会通念の範囲での話としては、3月に、じゃあ、一切本館部分何もしてなかったのかっていうことについては、それはそういうことはないってことは言えると思います。ただ、事実上、本体工事そのものについては、工程表を、いずれにしたって会計検査等々になれば示す必要があると思いますので、それは十分対応可能な範囲かなっていうふうなことでございます。

それから、エアコンの話ですけども、北小や南小のほうが若い世代が増えてくるというふうな中で、優先されるべきではないかなっていうふうなことも含めてございました。ただ、先ほども申し上げましたように、今度の平群小学校の大規模改造という話でございまして、北小、南小については別の話っていうか、今後、北小、南小についてもそういう大規模改修が必要な時期が到来すれば、そういうようなことも必要であるというふうなことを先ほど申し上げたところでございます。

それから、仮設ハウスの使用が、当初、契約上は平成27年の2月に終わって、3月には撤去という話で契約上あったんですけども、かなり短縮されてる

というふうなことについては、先ほど申し上げました施主側っていうか、こちら側の、学校側のやっぱり要望も含めて、可能な話で、要望に応えられるような工期の短縮を図っていただくということで、図れたということで、もともと山田議員も私なんかよりずっと造詣が深いというふうには思っていますので、半年のいわゆる工期が短縮できるなんてっていうふうな話がありましたけども、もともと、そういう意味じゃあ、余裕のあるっていうか、契約工期そのものが十分可能な、余裕のある工期を設定しておいて、その中で工程管理をして、工事の進捗管理をしていく中で現実的に短縮できるというふうな事情になったというふうなことっていうふうには考えてます。

「電気代」の声あり

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

失礼しました。電気代につきましては、基本的には、いわゆる年間を通じた総合的な光熱費の考え方が必要かなっていうふうに思いますので、ガスをエアコンに変えることによって、冬場のいわゆる光熱費と夏場の光熱費を総合的に考えたときに、あくまで条件設定をして、試算の話ですけども、100万程度の光熱費の差が出るというふうな話になりましたので、試算になりましたので、そちらのほうが有利かなというふうには思っています。

○議長

はい、山田君。

○9番

光熱費についてはね、これ、予算見られてますけど、そこまで検討されたんですかっていうことを私は言いたかったんですけど、そのことについてはお答えをいただけない、おそらくそこまでの分析はされてないんだろうと思います。話はどこまで行っても多分平行線になるんで、いつまでたっても思いが、考えが違うっていうことで続けませんがね。

解体工事に着手していたか、社会通念上とおっしゃいますけど、会計検査が本当にあってあればそういうわけにもいきませんよね。ないのがわかってたからでしょう、そういう意味。

それと、半年間も短くなる、いつその仮設校舎の使用が6カ月、僕が縮まったって言うのに、いや初めは2カ月縮まっただけだとおっしゃる。現実的には6カ月縮まったことが明らかになった。6カ月も縮まったんですよ、仮設校舎。

しかし、教育長は前もおっしゃった。子どもの環境面から言うと、それを守りながら工事を進めたい。確かにそうだと思いますよ。でもね、町長、いまの6年生、西校から行ったわけですよ。だから、運動会はできるようになりましたけど、当初の計画では仮設の状態やったわけでしょう。運動場があの状態のまままでいく予定やったわけでしょう。西小学校、1年間統合するのを遅らすという方法もあったんです。それはいろいろな保護者の考えがあって、それは困るという考えもあるけど、それはいろんな方もおられるで、そういう判断もあったと思いますよ。仮設校舎がなければ運動場はもともと広く使えました。それも環境面から言うといいことだったと思います。そういう意味で、町長、6カ月も短くなったことが明らかになりましたけど、町長は、仮設校舎をなしでの方法でも考えろと当初おっしゃったということは、前回の議事録にも載っています。改めてどうお考えですか。お聞きします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

工事の当初段階で、検討していく段階の中で、財政的なことも非常に重要なアイテムとしてありましたので、要素としてありましたので、町長のほうからは、いろんな方法について模索をするようにという話で、その中には、仮設校舎なしでっていうふうなことも含めていうのはございました。ただ、何遍も申し上げましたように、工事の安全性とか、安定した工事を確実にやっていくっていうふうなこと等々、総合的に判断した結果が今回の工事のやり方になったというふうなことでございます。

○議長

山田君。

○9番

どこまで行っても答えてもらえないので、私、一方的に私の考えを話す形になりますけどね、隅から隅まで無駄を省くという言葉もおっしゃいましたよ、町長。これは明らかに、設計段階の打ち合わせの不足という部分も、僕、露呈されたと思います。入札制度の改革の中身にも問題があると思います。それは次の質問でまた進めていきますけども、財政健全化から、隅から隅まで無駄を省くとおっしゃったんでは、私は究極の無駄であったということを指摘して、次の質問に移りたいと思います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きい2項目めの入札制度及び工事・委託契約についての御質問にお答えいたします。

平群町において、新財政健全化計画の一つとして入札制度の見直しを行い、公平で公正な入札、契約方式の推進を図ってまいりました。具体的には、郵便入札の実施による入札制度のより一層の競争性、透明性を図ってまいりました。また、建設工事においては、コストの削減及び良質な工事発注に向けた取り組みとして最低制限価格を設定し、事務改善を図ってまいりました。

その結果、落札率については大幅な削減が見られまして、町財政的には大きな効果が出ていると考えています。

その一方で、町内土木業者のAランクの格付業者数については、議員が述べられたとおり、土木業者の町内A級格付業者数につきましては、平成14年度から19年度までが8社、平成20、21年度は4社、平成22、23年度が3社、平成24、25年度が3社と、平成26年度5社と、全体として減っております。町内格付土木業者の業者数についても、平成16、17年度が61社であったが、平成20、21年度では51社、平成24、25年度では35社、平成26年度では36社となっており、町内土木の格付している業者数は減っております。

平群町が活気のある町であり続けるためにも、平群町に住んでいる住民は当然のこと、企業誘致であるとか既存産業の活性化への推進も重要な課題であると考えております。

また、建設工事の過去10年間における町内業者との契約金額及び町外業者との契約金額についても、平成16年度から平成25年度までの一般競争入札を除いた10年間の平均では、契約金額で約3億6,520万、うち町内で約2億8,480万円、町外が約8,040万円と、町内業者との契約金額及び町外業者との契約金額の割合を比較したところ、平成17年度では、町内と町外の割合につきましては79対21、町内が約80%、平成21年度では68対32、約70%が町内、平成25年度では85対15と、約85%が町内となっております。

また、建設工事の全体の発注状況につきましても、平成17年度から平成21年度までの件数は全体として減少はしておりますが、平成22年度以降については建設工事の発注件数も全体的に増加しており、特殊な業務、例えば平成22年度防災無線設備整備工事、平成23年度の清掃センターの修繕工事等々を除きました場合ですね、町内業者での契約割合は高い割合となっております。全体で言いますと、約80%以上が町内業者で、先ほど申し上げました特殊な業務を除きますと、90%以上が町内業者への発注となっております。

町内業者育成の観点から、平成24年度から平群町請負指名業者の選定及び委員会運営要領を変更いたしまして、土木工事の場合、3,000万円未満の土木工事については町内格付している業者のみから選定し、また、平成26年度からは水道工事についても要領改正を行いまして、土木工事と同様に3,000万円未満の水道工事の場合、町内格付している業者から選定をしているところであります。

現在、建設工事については、最低制限価格による落札が多くなっていますが、最低制限価格についても要領改正を行いまして、現在、国の基準どおりの設定を行い、適切に対応しております。予定価格についても、速やかに最新単価を反映した予定価格の設定を行ってまいりたいと考えております。

それから、2項目めの最後の随意契約の状況についての御質問です。過去5年間、平成21年度から25年度までの設計監理の随意契約の状況につきましては、今回の幼保一体化施設の施工監理によるものだけが随意契約というふうな状況でございました。

また、設計監理業務におけます災害に伴う緊急な対応を除く委託契約及び工事契約規則で定める額以上の随意契約の状況についてであります。関連随契等はあるんですけど、基本的には各事業課におきまして、地方自治法施行令第167条の2第1項に定める随意契約に該当するかどうか、また、施行令のどの号に該当するか確認した上での対応をしているというところでございます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、幼保一体化建設工事での設計業務のプロポーザル発注及び施工監理業務の随意契約に関しての御質問にお答えさせていただきます。

設計業務発注時に、指名競争入札で行うのか、プロポーザル方式での執行を行うのかを検討した結果、建築物の設計については、設計の内容や設計の結果があらかじめ目に見える形になっているわけではなく、設計者によってその結果に差が生じるものであり、設計料のみでの選定では発注者の要求する性能、品質の建築物を得られないといった結果になりかねないということから、プロポーザル方式での発注ということにさせていただきました。

同一業者に施工監理業務を発注した経緯としましては、現設計図に至るまでの協議過程や設計者の設計思想をより確かに反映させるためでございます。近年、平群町が発注した新築建築物の施工監理を見た場合、はなさと保育園、ブリズムめぐりにおきましては、設計、施工、監理の一括発注、また、野菊の里斎場、平群町活性化センターにおきましては、設計業者に随意契約を行ってお

り、いずれも設計業者と施工監理業者は同一業者でございました。理由としましては、工事段階においてはさまざまな変更が生じる可能性があります。設計の不都合な図を除いて設計変更を行う場合、設計図に至るまでの協議過程を理解していないとふぐあいや瑕疵が生じる可能性があります。また、工事施工段階において行う建築材料、設備機器の選定及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、適切な助言等を得ることが総合的に有益であるというふうに考えたからでございます。

今回の平群町幼保一体化施設につきましては、実施設計を発注するに当たりまして、プロポーザル方式で行い、その中から優秀者を決定し、基本計画、実施設計という過程を経ておりますので、設計者の設計意図が特に重要となってくると思います。また、施設の開園が平成27年4月という限られた工期であることから、当該業務に関し、高度な技術力と必要な知識及び資料を有し、設計の意図を十分理解している業者に発注することが、当該建設工事の高い品質の確保、さらには現場の円滑な進行管理が行えるということになることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、不適条項、特殊業務に当たると判断し、実施設計を行った業者に発注しました。

なお、金額の妥当性の観点といたしましては、教育施設を福祉・厚生施設の面積案分を行い、各部分ごとの金額を合計することが最も合理性があるというふうな結論に達しまして、面積案分で算定することとさせていただきまして、結果として、設計金額、消費税を含んで2,461万7,520円に対しまして、見積額の1,868万4,000円、これは、請負率で言いますと75.897%という結果で、この見積額にて契約を行いました。

○議 長

山田君。

○9 番

それでは、順次再質問させていただきます。

19年度からの入札制度の改革で、町財政にその成果が十分になったと言えるのかどうかなんですけどね、それはだめでしたとは言えないでしょうけど、本当にね、財政っていうのはね、入札によって最低落札価格になって、そのことによって町財政が、当初の金額よりも差金が出たのでよくなった。これは素人っていうか、わからない人の考えでしょう。そんなことはよくわかっておられるでしょう。例えば下水道の事業であれば、工事の50%補助金で、残りは起債なわけでしょう。単年度の財政に大きく影響ないわけでしょう。それはわかった上でおっしゃってるのかなというのがちょっと疑問になるんですけど、私が言ってるのはそういう面じゃなしに、あらゆる歳入で考えたときに、法人

税であったり、市民税であったり、もっと言えば軽自動車税、土木業者が潤えば、大きくなれば軽自動車も必要になる。法人格を持つ業者も増える。そこで従事して働く人も増える。そういうことはなかなか検証はしにくいでしょうが、そういった面からどう考えられてるんですかということの質問だったんです。

公正公平ということもおっしゃいましたけどね、これは後で申しますけど、次の格付Aランクの町内土木業者は減ってるわけでしょう、現実には。いろいろ数字を言っていましたけど、要は、平成17年度に8社あったAランクの業者が、いま現在3社なわけでしょう。Aランクというのは法人格なんですよ。法人税が入ってくる業者なわけですよ。その業者が減ってる。魅力がない、仕事がないからでしょう。法人格をやめられて、個人業者になって、Bランクに降格された業者もおられるわけでしょう。その結果、どうなってるんですか。先ほどおっしゃいました。17年度からずっと考えても、町外と町内の割合が8対2とおっしゃいましたけど、17年度から明らかに増えてますよ。17年度は確かに、大手ゼネコンであったり、特別な業種の工事があったので町外業者の割合が多かった。26年度では、町外に純然と、町内のAランクができる仕事が6,000万出ているわけでしょう。6,000万ですよ。大きなお金ですよ。これが町外に出ていってる。町内の業者は3社しかない。町の規定では、7社で入札をしなければならない。これは入札制度改革で町長が決められたことでしょう。自治法でもないでしょう。例えば、町内業者が有利になるような5社の入札でもいいわけじゃないですか。いま、最低価格で落札されてるわけでしょう。町内業者が仮にとりやすいとしても、これは違法な行為じゃないわけでしょう。町長、全然町内の業者の育成のこと、考えられてないと思いますよ、入札制度によって、入札制度改革によって。これは、19年度に入札制度改革されたわけでしょう。私はそのことを聞いてるんですよ。いま、私、6,000万って言いましたけど、駅周辺事業は入ってないわけでしょう。駅周事業は町内の規定に準じて行われているわけでしょう。町外の業者、多いじゃないですか。もっとのお金が、平群町内に落ちるお金が外へ落ちていってるわけでしょう。これ、制度改革のおかげでしょう。その制度の中身にもね、少し問題があると思うんですよ。町内の、例えば、よそから法人が来られた。これが町内に営業所を出された。町内の規定では、いきなりAランクには入れない。下のランクから2年をたって上に上がっていくんですよ。ところが、営業所も出してない、法人税も払わない他市町のAに準ずる業者はそのまま仕事、入札に入れるんですよ。これ、町内業者になろうという方に対して不利益をこうむるような仕組みになってませんか。そんな仕組みの中で育成できるんですか。誰もがAランクに上がろうって思うんですか、B業者、C業者が。A

に上がる意味ないからBにおろうって思うわけでしょう。町内の活性化にはならないと思いますけど、その辺のことはどうお考えですか。入札業者数についてもです。

あと、5年間の随意契約についてはないと、設計監理の随意契約。それ以外についても、法に準じて随意契約の中でやってるということをおっしゃってました。当然、そら違法な行為はないと思います。

そこでね、幼保一体化のほうの質問に入りますけども、設計監理、プロポーザルね、プロポーザルのいいことをかなりおっしゃいました。それはそれでいいでしょう。プロポーザルでやったら、施主の意向等がわかって、入札だけではわからないとおっしゃいましたけど、今回のプロポーザル、聞くところによると、初めからかなり変わってるみたいじゃないですか。初め、いまの形やったんですか。何か意味が途中から変わってるように思いますけど、その点についてお答え願えますか。初めから変わったんかどうかも含めて。

それから、監理業務の随意契約なんですけど、特殊業務、どの特殊業務に当てはまるんですか。特殊業務、いろいろあるんですよ。括弧から丸まで、そのどの特殊業務に当てはまるんか、まずお答えをいただきたいと思います。

監理業務なんですけど、いろんな考え方があります。でも、事実、平群町はいままで入札をされてきたわけでしょう、東小学校の監理業務。ちなみに、東小学校の監理業務、予算が1,674万4,000円、契約が596万4,000円、落札率35.618%、1,600万円に対して約600万円ですよ。これ、2年間ですよ。2年間で600万円ですよ。実質は1年半に、先ほどのことでわかって、短くなったのかもわかりません。設計業務は基本的に、短くなっても、請負金額が変わっても変わりません。これは減額できませんけども、これ、35.何%でしょう。北小学校も体育館、入札されたわけでしょう。もうこれは、そんなに大きな差額がなかった、いま持ち合わせていませんけど。北小学校の体育館、後で言います。もう話は後で言うんですけど、幼保一体化のことについてはね、75.897%でしょう。もともとの予算っていうのも、私はちょっと多いかな、1,950万ぐらいかなとは思いますが、それはそれでいろんな考え方もあるんでしょうから、予定額はね。改修工事のほうは難しいんですよ。いろんな設計とのふぐあい、ふつり合いが出てくるわけでしょう。それを入札されて、新築工事っていうのは、通常、特に違法な工事、もともとの発祥が、鉄筋量がちゃんと入ってるか、施工が問題なくされてるか、要は鉄筋の、難しく言うとかぶりとか、コンクリートの強度であるとか、そういうことをちゃんとやられてるか、監理されてるかっていうのが一番重要なんです。これが監理なんです。そこを除いてね、何か意図が、意図は十分反映

されるんじゃないんですか。そういう意味では、私は、そのどの規定で随意契約をされたということについて、一番お聞きしたいと思います。

以上、再質問よろしく申し上げます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

山田議員の再質問にお答えいたします。

まず、制度改革に伴います財政状況についての影響についてでございます。いま、先ほど議員が語る述べられましたとおり、業者数の減少ということも含めまして、当然、法人税とか住民税とかいろんな面でも、財政面での減少ということはあるかと思えます。全てを、そういったことを把握しているということではございませんが、その辺につきましても、業者数等々につきましても影響はあるというふうには思われます。

それから、指名業者数であるとか、選定の基準についてもいろいろと課題がございます。そういったことにつきましても、いままでその都度見直しを行ってまいりましたし、業者は選定委員会等におきましても検討してまいりました。今後も、そういった中でも引き続き検討してまいりたいと考えております。

○議長

はい、教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

幼保一体化施設の施工監理と設計との業者の話で、一応、町として基本的にどう判断していくかということをお考えたポイントとしては三つございます。一つは、やっぱり法令遵守の問題、それから、これについては、先ほど再質問ありました特殊業務という判断でさせていただきました。なぜ特殊業務かということについては、業務そのものが、先ほど来申し上げましたように、非常にクリエイティブな要素が多いですから、そういったことを引き続きやっていくに当たっては、随意契約の、いわゆる第2号の不適条項である特殊業務に当たるのではないかなというふうな判断です。もう一つは、金額の妥当性について、これはもうしっかり担保しなければならないだろうと。もう一つは、これは3月議会で山田議員もおっしゃっておられたと思うんですけども、先ほど、東小学校の施工監理の入札率の話も出ましたけども、その額やなしについていうふうなことで、そういうお話もありました。まさしくそのとおりかなというふうなことで、こういったこの種の業務の設計、施工につきましても、同一業者であるほうが有用性、有益性の判断としていいだろうというふうな判断に至ったというふうなことでございます。

○議長

はい、山田君。

○9番

もう端的にいきます。入札制度の改革で、今後も引き続き検討されるということですが、そんな悠長なときじゃないと思いますよ。北小学校の体育館、もう古い話、耐震工事の増額があったと思うんですけど、25年3月議会の専決、200万円。これ、正直言って、設計監理の段階では増額じゃないという話もあったわけでしょう。でも、業者名はあえて言いませんが、町内業者じゃないですよ。よそから来られた業者が、ひどい話があったわけでしょう。出さなければ前へ進まなかったわけでしょう。そんな業者はその後ペナルティー等をどうされたのかわかりませんが、端的に業者を選ぶんであったらね、こういう問題も出てくるわけでしょう。そういう意味では、早急にしなければならないと思いますよ。

それと、町内業者の先ほどの問題。7社っていうのは、町長、入札制度改革で決められてるわけでしょう。そのままいくんですか。町内業者の育成はどうなるんですか。活性化はどうなるんですか。その点は再度お答えをいただきたい。

それと、教育委員会のおっしゃっていること、よくわかりますよ。私も、もともと設計と監理が別であるべきではと思ってません。でもね、町長、入札制度改革の中、それ以前でしょう、はなさとやプリズムや。はなさと、プリズム、道の駅、斎場、全て入札制度改革以前でしょう。それからはずうっと、町長、随意契約はだめだということもおっしゃったような気がしますよ、私、たしか議員時代に。その中で随意契約、自分がいま都合が悪くなったら随意契約。随意契約でも、まだお答えいただいてないのが、どの条項なんですかっていうことなんです。わかりますよ。167条の2第1項第2号、不適条項、特殊業務、この中のどれに当たるんですか。これに当たらないとだめなわけでしょう。そのことをお答えをいただきたい。よろしくお願いします。

○議長

はい、町長。

○町長

私が平成19年に就任してから、入札制度改革を行いました。これは、一つのきっかけはですね、それまでも感じておったんですが、平成17年12月議会で、二つの土木工事の請負契約の議決がございまして、そのとき、私、ちょっと質問させてもらいました。そしたら、担当部長のほうから、落札率は99.8%ですと、もう一つの分については99.7%ですという答弁がございまし

た。私は、そこで一旦座ったわけですが、時の岩井議員が手を挙げまして、これはけしからんじゃないかと、何とか改革すべきだというようなお話がございまして、その後、私、就任させていただきまして、やはりこれは絶対改革しなければならないと、それだけ、いま現在85%前後でございしますが、やはり1割以上の公費がですね、競争性のない中でやられているんじゃないかというような思いがありまして、入札制度改革を行ったわけでございます。

随意契約につきましてはですね、これは公平公正だけやなしに、もちろん公平公正は確保しなければなりませんけども、やっぱり実効性とか、やっぱりいいものをつくらなければならない、お金だけではない、それは山田議員も同じことでございます。お金だけで設計者、監理者を決めてしまったらいいものがない。10億を投資してですよ、わずかなことで失敗したんではとんでもないことになってしまうというようなこともございまして、2番目の町内業者言いますか、新園の監理につきましてはそういうこともございまして、庁内で十分協議した上です、やはり設計者に監理を任せるのが町としての利益を確保できるという観点から随意契約に至ったということでございます。

私は何も随意契約が全部だめだなんてことは1回も言うてませんし、適切に処理しておるといふふうに思っております。それで町内業者に影響を及ぼしたかということでございますが、私はそれはないと思っております。

町内業者の今後の育成につきましてはですね、いま現在、規定で7社以上ということになっています。私自身、この間7年ですね、入札制度を改革しまして、一定の成果が上がった中で、そろそろ一部を見直しも考えていかなければならないというふうに考えております。

駅周辺整備事業におきましては町内業者優先ということで、先般から取り組みをさせていただいております。そういうこともございまして、平群町におきましても、7社でなければならないかどうかということにつきまして、早急に検討していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長

はい、教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

すみません。先ほどの不適条項の中の特殊業務ということやけども、特殊業務のいわゆる具体的にはどの条項になるんやという話です。私の先ほどの説明は、非常にちょっと抽象的な話であって、具体的に何、い、ろ、は、にでしたかね、ちょっといま資料を持ち合わせてませんので、そのどれっていうことをちょっと申し上げることができないんですけども、内容としましてはそういう

この内容であったということでお答えさせていただきました。これについては、これも蛇足かも知れないですけども、町としましては、非常に法令遵守をやっぱり重要視しますんで、随契でいくってということにつきましては、かなり神経質に検討もさせていただきました。法的なことについては、顧問弁護士のほうにも相談をかけて、一定、その弁護士のほうからも、この特殊業務の条文を素直に読み取れば、不適条項に該当すると考えても違法性はないというふうなことの御指摘もいただきましたので、そういったことも含めてでございます。もし、いま契約担当課もおりますので、その不適条項の特殊業務のいずれのものかということについて、契約担当課のほうで答えていただければ、その分についてはお願いしたいと思います。

○総務防災課長

議長、すみません。休憩をお願いします。

○議長

そしたら、何分ぐらい、どのくらい。

○総務防災課長

15分。25分まで。

○議長

10時25分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時12分)

再 開 (午前10時25分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

はい、教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

先ほどの御質問のあった不適条項の件です。地方自治法施行令の167条の2第1項第2号の不適条項、特殊業務で、具体的な内容として、町の規則の中で(2)で「経験、知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に精通した者と契約をするとき」ということがございます。これが特殊業務に当たるというふうな判断で、弁護士とも相談の結果、考えました。

○議 長

山田君。

○9 番

先ほど町長のほうから、今後検討をし見直すという言葉であったのかなと思うので、そのことについては早急に見直していただきたい。例えば、災害が起きたときに、地元の土木業者が減っていったのが現実の中でね、外の業者は絶対に来てくれませんよ、広域的災害が起きたら。例えば、郡山や生駒や三郷の業者は。あくまで町内業者が緊急時に対応してくれることになると思う。そういった意味、それから、活性化という意味でもね、町内業者を増やして、法人格を持つAランクの業者数を増えるようにしていかなければならないのではないか、また、そういった意味でも、業務も発注できるような仕組みづくりをしていかなければならないのではないかと思います。

次に、2点目なんですけどね、2点目と言いますか、随意契約のことなんですけど、特殊業務、(2)経験、知識を特に必要とする場合又は現場の状況等に精通した者と契約をするとき、これはまさしく技術者でしょう。1級建築士でしょう。だから、その会社であるということにはならないと思う。ただ、いろんな事情の中で弁護士さんと相談されたということなので、それ以上追求はしませんが、そのことも含めて、先ほど見直すとおっしゃいましたけど、そのときそのときで、自分たちの都合でというのは言葉が悪いですけども、ころころ変えるのではなくって、先ほど言った活性化という観点からね、全体をよう見直していただきたいと。例えば、ゼネコンなんかにもちょっと、もとの施工者にも見積もりを過去にもとったことが、建築なんか特に特殊業務、土木工事なんかは役場の職員の中にも精通した方もおられるんで特に問題はないと思うんですが、それ以外の建築や特殊業務についてはね、なかなか見積もりにしても出せないんで、その業者にお願いして、結局入札には参加させない、それは入札制度の規定の中で。そうすると、だんだんだんだん相談もできないようになってるのが現状でしょう。公正公平にやらなければならないけども、いかに町の職員がスムーズに工事についても進んでいくように、しっかりと入札制度を見直していただいて、自分たちの都合だけで変えないで、誰もが同じ判断できるような制度づくりをお願いをいたしまして、一般質問を終わります。

○議 長

それでは、山田君の質問をこれで終わります。

発言番号8番、議席番号1番、井戸君の質問を許可いたします。井戸君。

○1 番

では、気持ちを切りかえまして、議長の許可を得ましたので、通告に基づき

まして、5項目について質問をしたいと思います。

では、一つ目、ことしの4月から平群東小学校と平群西小学校とが統合され平群小学校が誕生しました。そして、西小学校の校舎、運動場は使われなくなり、跡地の利用をどうするのか課題になっています。小学校は地域と密接に関係しており、統合の際について、何度も地域住民の方々と話し合ってきた経緯があります。それがゆえ、跡地利用については平群町民の多くの方の関心事になっています。統合されて以来、住民の方と話をしていると、西小学校の跡地をどうするのかよく聞かれます。

さて、住民への説明会や議会においてもさまざまな意見が出されています。しかしながら、所有権がない部分に関しては議論しても限界があります。さまざまな問題が混在する中ではありますけれど、手をつけるのも大変ですが、一番の問題はやはり所有権があるかないかと考えます。明治時代のものや自治会の所有のもの、ほとんどの登記がまともにされていない状況で、複雑な権利関係が残っていますが、取得方法もあると言えます。ぜひとも、西小学校跡地の利用方法の幅を広げるために、できる限り全てを取得してほしいが、いかがでしょうか。

二つ目、3月議会でRVパークの併設をお願いしました。奈良県から許可がおりてないという理由で、RVパークはできないとの答弁がありました。

しかしながら、現にRVパークを併設しているところがあります。数カ所ありますが、近いところでは、徳島県の勝浦町にある道の駅です。徳島県が可能で奈良県でできないのはおかしい。道の駅にRVパークを併設することが法的にだめだという答弁は正しいのでしょうか。本当の意味で前向きに考えてほしいのですが、いかがでしょうか。

三つ目、道の駅へぐりに身障者用の駐車スペースがあります。土日は道の駅が混雑することもあり、すぐに身障者用のスペースも埋まります。そこで定期的に観察していますと、どうも身障者でない方ばかりが駐車しているようです。高級外車やミニバンなど多種多様です。大阪ナンバーが多かったようにも思います。身障者の方が駐車できずに困っている場面もありました。また、高齢の方が、その場所が埋まっているために、つえをついて遠くから時間をかけて歩いていくこともありました。これでは何のために身障者用の駐車スペースを設置しているのかわかりません。きちっとした対策をとるべきではないでしょうか。

四つ目ですね。平群町は、防災、減災のために、地域において自主防災組織をつくることを進めています。町の働きかけに応じて、各地で自主防災組織が立ち上がっています。確かに行政のできる範囲には限界があり、住民の方々が

お互いに助け合うというシステムは有効かつ必要だと思います。

しかし、その上で、数々の問題が出てきています。そのうちの一つに、救助する側の責任の問題です。ここで言う責任というのは、保護する責任とともに、保護をしたときのトラブルに対する責任です。民法では、責任感や勇気を持って人助けをしても、救助時に損害が出た場合、助けた人も過失割合により損害賠償責任を問われます。実際に裁判になっています。例えば、救助をしようと塀を壊して損害を請求された件、救助したものの救助方法が適切でなくその方が亡くなってしまい、その場にいなかった遺族から責任を追及され、損害賠償を請求される場合、こういうことが実際にあります。これは、複数の自治会の防災会にもこの問題が出てきており、取り上げられていますけども、個人のそれぞれの意見がありますので、解決策がないままになっています。自主防災組織のあり方、組織づくりの弊害となっています。町としての見解、解決へ向けの方針などを示してほしいですが、いかがでしょうか。

最後の五つ目です。公園などを歩いていますと、破れたまま放置されているフェンスが至るところにあります。金網が破れ、はね上がった針金も見かけます。危ないです。小さな子どもがけがをします。ある公園では、ちょうど顔の位置、目の位置に針金がめくれています。けがをしてからでは遅いです。また、こういう明らかに危ない箇所を放置していると、行政が責任を問われることにもなりかねません。積極的に修理してほしいが、いかがでしょうか。

以上、5点です。ぜひとも答弁よろしくお願いします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、まず、旧西小学校の土地の権利関係についての御質問です。現時点で把握している現状から御説明させていただきたいと思います。

地権者につきましては、平群町のほかには、大字西宮、若井、越木塚、榎原、信貴畑、久安寺、福貴畑の七つの大字の共有地と6人の共有名義、そして1人の個人名義から構成されています。ただし、これらにつきましては、あくまで法務局参考図に基づく調査結果でありますので、現況と相違することもございます。

そこで、それらの土地を平群町名義に所有権移転登記をする際の問題点として、大字名義につきましては、まず法人格を有する地縁団体としての認可を受けた上で不動産登記をする必要がございます。七つの大字の中で久安寺自治会のみが認可を受けており、近々、西宮自治会が地縁団体の認可を受ける予定となっておりますので、残りの五つの大字についても、地縁団体としてのまず認

可を受ける必要があるというふうに考えます。そして、個人名義につきましても、登記簿謄本に記載されている名義人から全く相続されてない状況もありますので、それぞれの名義人において、戸籍謄本をもとに相続に関する系図を作成した上で、最終的に相続人全ての同意が必要となってくるというふうになります。

いずれにいたしましても、これらの問題を解決していくには、調査にかかる費用と時間が相当必要になります。今後は、西小学校跡地の利活用を検討していく上で、課題の一つとして、整理についての議員の御提案の整理につきましてもの方針を決定していきたいというふうに考えております。

○議長

井戸君。

○1番

ありがとうございます。前向きに、本当にこれ、検討していただいて、どうしても、いま課長がおっしゃられたようなたくさんの課題、法人格の認可から、例えば取得するにしても、最終的には時効取得となってきますと、裁判所での手続、公告期間も最低でも何カ月、何年かかる、何年もいかないでしょうけどもかかります。ですから、できる限り早く手をつける、完成させようと思えば早く手をつけなくてはいけないと思いますので、ぜひともよろしく、その辺はお願いします。答弁はもう結構です。

○議長

はい、都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、2点目の御質問にお答えをいたします。

R Vパークの御質問でございます。これは、本年3月議会でR Vパークの併設についての一般質問をいただきまして、現駐車場内でのR Vパークの整備は困難であると、これは県の見解を申し上げたところでございます。これはあくまで、道の駅現駐車場内での設置は道路法の適用を受け、駐車台数並びに施設面積が決定をしていることから困難であるという意味であります。道路区域外の併設につきましては、法的に問題はないという認識をしております。

議員御指摘の徳島県道の駅ひなの里かつうらは、道の駅の整備とは別に、活性化センターなどの施設整備のときにパーキングを設置をして、その後、日本R V協会が認定をしたというふうに確認をしているところです。

現在、道の駅の併設施設につきましては、活性化センターや増設した直売所も含め、本町所有の敷地をフルに活用をしております。R Vパークの併設となれば、新たな用地取得や施設の整備費用が発生をしてまいります。議員の御提

案につきましては、このようなことでさまざまな問題がありますので、現時点では困難であるというふうに判断をしておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議 長

井戸君。

○1 番

ちょっと3月のときの答弁と変わってるんですけども、あのときは不可能という形でおっしゃられたと思うんです。最初からいまみたいな答弁があれば全然問題はなかったんですけども、あのときはもう法的にだめだと、併設不可能だと。僕は、併設っていうことを言うたわけです。僕もいろいろ、一般質問するからには調べておまして、例えば、今回に関して言いますと、道の駅に併設したらどうかっていう質問だったことに対して、道路がだめだという回答だったはずなんです。今回、いまみたいな答弁で、例えば、隣接している土地とか、町の敷地、第2、第3駐車場とかを、例えば検討したとか、どれぐらいかかってとか、そういう答弁があればもちろんわかるんですけども、あのときの答弁ですと、もう併設がだめだということだったので、今回、改めて一般質問をさせていただいたわけです。

では、併設自身は大丈夫ということで、ただお金の問題って、いまちょっと別の問題になってるんですけども、徳島県のRVパークも、そのときもちょっと答弁で、別のところにあると答弁されてるんですけども、実際別じゃないですよ。同じ敷地ですし、確かにそのRVパークのある部分は、この勝浦町の土地ではありますが、舗装が別に当たるわけでもありませんし、別っていうにはちょっとおかしいかなと思います。私自身は、あそこでどれぐらいのお金がかかるのかのも実際調べてまいりましたし、かなり、勝浦町の場合は特殊なケース、つくってからRVパークに登録したっていう経緯がありますので、100万もかかっていないと聞いております。造成から電気ひいて、2カ所です、2台分を、そこそこ大きなキャンピングカーなりがとまれるところが2台分つくってございました。だから、最初にそういう答弁をしていただきましたかった。

今回の、先ほどなんですけども、いきなり困難っていう、不可能から困難に変わったわけですけども、いまのが、ちょっと金銭的な面でどれぐらい、困難っていうのはお金がかかって、見合っていないのかっていうのは教えていただけますか。

○議 長

はい、都市建設課長。

○都市建設課長

議員の一般質問なんですけども、前回の3月議会でRVパークの御質問をいただきました。そのときの答弁でございますが、私が先ほど申し上げた県の見解、このことはきっちりと答弁を申し上げております。再度ですね、これは本会議ですんで、議事録を確認されて質問されたらどうかなというふうに思うんですけども。

それとですね、当然ね、これは道の駅の併設という御質問でございますよね。当然、その道の駅の併設となればですよ、現在、道の駅が3,217平米、併設してる活性化センターが約3,000平米、全体で6,215平米あるわけですね。現在、この敷地の中で、西側には線路、近鉄敷の鉄道敷、北側には農地があります。これは、ただ道の駅のほう、平群町が収穫体験用の農地として借用してる農地でございます。あと、南側でも民家であるとかですね、観葉植物のそういった温室がありまして、スペース的に無理であるというふうな判断をしたもので、私は3月議会のときに、道の駅の中の設置ということを検討した、それで答弁をしたということでございますので、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思うんですけども、基本的に、我々も限られた予算の中で最大の効果を上げるように行政として執行してるわけです。当然優先順位、また緊急性、そういったものを考慮して予算配分をしています。当然、議員御提案につきましてはですね、十二分に参考にはさせていただきますけども、ただいま申し上げたことも含めまして、総合的に検討した中で困難であるという判断をさせていただいておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長

井戸君。

○1番

そのね、いろいろ、いま初めて出てきたわけですし、3月議会ではそういうことは一切出てきていないんですね。あの答弁だけを見てまして、私も何かちゃんと確認されるようになっておっしゃいますけど、すごい失礼な話で、確認してますよ。私自身が併設って言ってるのに、勝手に、じゃあ、これ、確認しますね。ちょっとね、これ、幾ら僕が若い議員やからってちょっとひどいかなって思うのは、本当に県の職員が併設がだめって言ったんでしょうね。お願いします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

県の見解は、道路敷の中のR Vパークは設置は困難であると、こういうことでございます。

○議長

井戸君。

○1番

僕は併設って言っていますよね。そんなこと話に全然入ってないですよ。県の見解としてもそれを言うてますけど、私が心配やったのは、これ、今回ね、何でこういう質問をさせてもらったかと言いますと、だから、何度も言ってますように、最初からそういう課長の答弁があれば、それはもちろん次の話になるんですけども、いきなり、まあ言えば、こういういろんな併設っていう広い枠の中で、勝手に行政側がぼって法的にだめな部分だけを区切っちゃって、そこがだめだと判断して、だめだという答弁だったんですよ。それは読んでいただいたらわかるんですけども、そうなってくるとね、せっかくこっちがいろんなことを調べて、いやいけますよと、いろいろこれもいけますよと、実際勝浦町でもやっていますよと言うてるのに、勝浦町がせっかくやっているやり方とかを全然学ぶのではなくて、何か完全に削ってしまって、できない理由だけをつくってしまってるっていう感じなんですよね。できない理由っていうのは、本当、簡単な話ですよ。ですから、3月議会のときに、せめていまおっしゃられたようにね、ほかをいろいろ調べてこういうことに結びついたんですってなれば僕もすごい納得しますし、少し懸念するのは、議場で議員がこうやっていろんな提案をするわけですけども、もちろん知識不足の部分もあります。でも、中にはいいアイデアもあると思うんです。これを、言うなれば、議員がここで話していることをさくつとああいうような切り方をすると、例えば、若い職員さんの中でいろんなアイデアが出てきたってなっても、何か同じような感じで切ってるんじゃないかなと、僕、それが怖いんですよ。やっぱりね、いろんな層の、僕なんかいまだに高校生、中学生からでもアイデア募りますよ。できる限り広く、そういうのが全然何か姿勢に見られないなと思って、今回、そういう意図で質問させてもらったんです。別に今回の担当課を責めようとかね、そういうわけではなく、何か全体的にすぐに拒否しようっていう方向に行っちゃってるんでね、R Vパークにしたってコスト計算、もちろんどれぐらいかかるかっていうのは、詳しい分野におられる担当課ですからあるでしょうけども、そういう発想から、例えば、いろんなこういうことがあります、こういうことがありますっていう、そういうヒントにして、いろんなのをつなげていってほしいんですよ。

補足になりますけど、結構、職員さんからの提案ですね、あれ読ませせてい

ただきましたけど、いい提案結構ありました。やっぱり切られてるんで、その辺ちょっと、今回はたまたまR Vパークになりましたけど、いろんな課を通じて、それは本当お願いしたいんです。

このR Vパークに関しても、やはりもうちょっと、ちょっと本題に戻りますが、前向きに、例えば、買い取りとかはもちろん大変ですけども、譲っていただける方がいるかもしれませんし、この第2、第3についても駐車場もありますし、そんな難しい工事でもないと思います。だから、そこを、もちろん優先順位はありますが、少ない効果で、私も言いましたけども、これ、勝浦町なんかでもそうですけど、維持コストがほとんどもうゼロなんです。日に日に、日に日になって言っても、増えております。数年前は2件ほどだったのが、R Vパークの雑誌に掲載することになって8件に増え、さらにいろいろ取り上げられて、ことし4月、5月だけでも6件、もうウナギ登りで増えている状態です。だから、そういうところでの収入プラス、平群をアピールする場としての広告効果、例えばR Vパークが、ここの平群の道の駅が専門誌に載ったとします。でしたら、大概カラーで半ページでしたら30万から40万、普通なら広告料かかるはず。白黒で大体二十四、五万ですかね。そういう専門誌にただ載せてもらえると。そういう広告効果も踏まえたときにどうなるか。この平群のいろんなイメージの問題も絡みますし、だから、そのR Vパーク一つをとるわけじゃないですけどもね、こういういろんな観点からも一応考えてますんで、やはりすぐに拒絶するのではなくて、やっぱり考え直してほしいと思います。その辺、ちょっと答弁お願いします。

○議長

はい、都市建設課長。

○都市建設課長

答弁につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますので、ちなみにR Vパークにつきましては、日本R V協会認定、現時点で調べましたら、全国的に25カ所あります。ただですね、これ、私も全て調べたわけではないんですけども、比較的土地の価格の安価、または敷地に余裕があるという、そういったところが認定されてるんじゃないかなというふうにも思っております、ちなみに関西圏、近畿2府4県では、まだ1件の認定もないということでございます。

それと、平群の道の駅の併設ということの御提案につきましては、先ほど申し上げたようなことで、非常に困難であろうかなというふうに考えておるところでございます。

○議長

はい、井戸君。

○ 1 番

本当ね、考え方なんですけども、せっかく近畿2府4県ないんです。ここだけですよ。それこそチャンスですよ。だから、その辺の発想をね、もうちょっと考えてほしいのは、せめてアウトドア関係に詳しい人に話を聞くとかね、やっぱりその辺、やってほしいんですよ。結構ここ、中心地になっていますし、通路にもなってるわけですよ。じゃあ、単に、東日本から西日本、西日本から東日本へ通っていく方が、ここで有名な、名前がある程度知れてくるとここにとまろうかっていう人が出てくると、足をとめてくれるわけですね。じゃあ、ここを拠点に法隆寺に行ってくれるかもしれない。例えば、道の駅とタイヤアップするなり、いろんな方法があるわけですよ。一つのアイデアとして基準になるわけです。近畿2府4県がないからっていうので、ちょうど私もこの勝浦で見に行ったときに、RVパークが満タンでした。2台しかないんですけども。そのうちの1台の方ともお話ししてたんですけども、その方は神戸の方なんです。何で来たのかっていうのは、簡単に言えば、いや、近くに全然RVパークがなくて、一番近かったのが徳島だったと。その方は、少なくともそのRVパークの雑誌なり何なりかを見て、もともと行く気もなかったところへ来てるわけですね。全く来てないところから呼んできてるわけですよ。で、維持コストゼロです。もちろん最初にお金かかりますからね、あれですけど。だから、そういういろんなことで、いまも何度もだめだって答弁されているんで、本当悲しい話ですけども、とにかく発想の転換、あらゆるところでお願いしたいと思います。

もうこの件は結構です。

○ 議長

続いて、観光産業課長。

○ 観光産業課長

3点目の駐車場の御質問についてお答えいたします。

道の駅くまがしステーションには、障がい者等用駐車スペースが、屋外公衆用トイレを挟んで2カ所に2台ずつの計4台分を設置しております。障がい者等用駐車スペースは、車椅子使用者用駐車施設と規定されておりますが、身体の機能上の制限を受ける高齢者、障がい者等であれば利用することが可能であり、妊婦やけが人などを含めた方々の移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために設置されております。

議員御指摘の障がい者等用駐車スペースに健常者が駐車するといった不適正な利用により、本来の利用対象者が利用できない状況については、くまがしス

テーションの指定管理者により適時監視しておりますが、駐車スペースの現状は、駐車路面に車椅子の国際シンボルマークを表示しているのみであります。したがって、運転者のモラルの問題もありますが、ここは障がい者等用駐車スペースであるということを強く理解してもらうために、注意喚起を促す看板の設置などの対策を講じていきたいと考えます。

以上です。

○議長

井戸君。

○1番

ありがとうございます。いろいろこれからも考えてられるということで、すごい、本当にいいことだと思うんです。私もね、しょっちゅうあそこは気になってまして、どこでもそうなんですけども、本当に多いんですね。颯爽と、さすがに、本当に体の不自由な方がいられる中で、颯爽とあそこ、すつととめて、高級外車からすつと道の駅のh a n a n aへ駆け込む姿も見ています。あれを見るとやっぱり悲しくなります。

ほかにもね、ほかの道の駅っていうのも、看板とかはちょっとお金もかかりますんで、本当にちょっと大変かなとは思いますが、私としてもいろいろほかの場所を見てみますと、近所の、例えば三洋堂さんですね。あそこですと、身障者のところに駐車をしないでくださいっていう放送、放送というんですかね、あれ自身をもう組み込んでいますね、音楽と音楽の間に。しょっちゅう流されています。そんなのは人件費もかかりませんし、無料です。ジャスコさんとかでしたら、ど真ん中にコーンを置いて、ここは身障者用ですっていうのを書かれていますんで、全部お金はかかってないんですけども、啓発にはつながっているのかなと。

僕がこれで懸念するのは、困っている方もおられるっていうのもあるんですけども、やはりそういうところにそういうマナーのない車がとまっていたりすると、真面目に遠くから来られている、遠くに車をとめて来られる人の気分も損ねますし、実際、治安が悪いところはそういうところが多いです。やっぱりそこはね、落書きとかと同じですけども、最終的には本人のマナーの問題ですけども、せめて町ができることをしたらいいんじゃないかと思います。

ぜひとも、この件については、そういう先進地と言いますか、ほかのやるところもありますんで、そういうのも学んでいただいて、前向きに検討していただくようお願いします。

もうこの件は結構です。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

4点目のですね、自主防災救助トラブル時、責任は誰がとるのかについてです。

自主防災組織につきましては、災害発生時等において、最優先で自分自身を守る自助と、地域や近隣の人が互いに協力し助け合う共助の中心であり、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成される組織であります。

そのような中で、災害時の自主防災組織としての救助です、本人のけが等につきましては、災害発生時等における民間協力者に対する損害補償として消防団員等公務災害補償の適用を受けることができます。また、救助された方に損害が出た場合の損害賠償責任につきましては、あくまでも自発的な防災組織であることから、個人の責任において解決をしていただくこととなります。

しかしですね、これらのことが原因で自主防災組織づくりや活動の弊害にはなってはいません。またですね、自治会等の中でそのような意見が出た場合であっても、それは一つの意見でありまして、そのために自主防災活動をやめようということにはなってはいません。

これまでの大きな災害の経験を見ても明らかなように、大災害が発生した直後は消防、警察、町役場などの公的機関の救助、救援が不足する中で、共助のかなめとなるのが自主防災組織や自警団で、地域社会が結束して災害に対処することが大切であります。

自主防災組織活動の中で一番大切なことは、まず、自分の命を守っていただく自助の取り組みであります。自分が助からなければ人を助けることはできません。そしてですね、共助として地域の助け合いがあるというふうに考えています。

議員が御指摘のトラブルの損害賠償につきましては、どの程度過失があるのか、通常の自主防災活動では、損害賠償のことは余り考えなくてもいいというふうに考えています。

防災出前講座等も開催しですね、我々も地域や自治会や自主防災組織へも出向きましてですね、これらのことを伝えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

長
井戸君。

○1番

ちょっと答弁でよくわかりにくかったんですけども、余り考えなくてもよいって言って、あのね、実際の話の中で、そういう話の中で、ここまで助けるべきや、でもここまで助けたら、でも救助方法も学んでないし、実際出ました。消防団でしたらある程度の損害補償もありますし、本人のけがの補償もあります。ですけども、一般の方ってというのは、いま答弁されたようにないので、どうすんのやっていう話がね、これ、本当、結構あっちこっちから出てるんです。見解は異なっているっていうのが、そういう関係に詳しい方もやはりおられまして、元、例えば消防関係に勤めてはった方とかの考え方と、本当に正義感だけで燃えてはる方の考え方と、やっぱり違うんですね。これ、どっちが正しいんかと言ったら、僕もつらいところなんですけども、私も民法、法律はかなり勉強させてもらったんですけども、実際、例えばお年寄りが困ってて、車の送迎をしたと。ボランティアで送迎しても、実際事故が起これば、全部自己責任になりますよね。過失割合が100、ゼロで事故った人間のせいになります。ですから、正義感とは関係ないところで裁判は動いてしまうと。実際、先ほど私も出しました、救助したけども救助方法を間違えて死んでしまったと。死んでしまった、亡くなった方は感謝されていても、遺族の方は知らないんで、その息子さんなりが訴えを起こすと。救助方法が間違っていてうちの親が亡くなったと。そういうふうなことがやっぱり、実際いまテレビでも出てまして、不安になってる方もおられます。この前の例ですと、例えば震災で、東北でありましたよね。幼稚園でも津波があって逃げ遅れたと。そこの園長先生、何してたんやと。それは職務上の問題もありますけども、誘導するのが難しかったのかどうなんかは、実際全員亡くなってるからわからないですけども、もめてますよね。実際、裁判になっております。だから、これ、本当に考えなくてもいいという結論で、じゃあ、もう積極的に助けて大丈夫ですよって、これ、言ってもよろしいんでしょうか。ちょっと再度、確認、お願いします。

○議長

はい、総務防災課参事。

○総務防災課参事

再質問にお答えをしたいと思います。

災害が起きましたらですね、自主防災組織は結成されてなくても、自治会や隣近所の共助として助け合わなければならないというふうになってます。それでですね、いきなり人命救助だけを考えることよりですね、まずは自分が助かることですね。そして、家族が助かる行動がとれるよう自主防災組織をつくっていただきましてですね、それで、その中で協議をしていただくことが大切だというふうに考えています。危険が伴うこととかですね、そのようなことは

ですね、人命救助等は日ごろからの訓練が必要となってきますのでですね、自主防災組織の中で訓練等を行っていただきまして、そのような中で取り組んでいただきたいというふうに考えております。

まずは自分の命を守る取り組み、そして、家族が助かる取り組みから自主防災組織活動を進めて行っていただきたいというふうに考えています。

○議長

はい、井戸君。

○1番

自助の意味はよくわかるんですけども、この解決へ向けての方針という意味では、これどう、結局、安心という最初のお答えで、安心というか、余り考えなくてもいいというのでいいんでしょうか。それとも、何か違う、例えばそういう全体的な保険があるだとか、お願いします。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

損害が起きたときの損害賠償責任につきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、自発的な防災活動ということですね、個人の責任において解決はやってもらわなければなりません。ただですね、通常の自主防災活動ですね、要はそのような取り組みの中でですね、過失割合、通常の救助の中でですね、一方的に救助したほうが悪いというようなことは考える必要はないかなというふうに考えています。通常の取り組みの中でですね、そのような過失割合が出てくるということは余り考えられないというふうに考えてます。

○議長

はい、井戸君。

○1番

ごめんなさい。ちょっと僕ね、理解ができないですけど、個人の責任っていうのの見解はもちろん理解できますし、私もそうと思うんですけども、じゃあ、これに関して問題がないということは、問題がないから解決へ向けての方針がないということでしょうか。これ、ちょっと、実際に方針として、ごめんなさいね、ってことは、責任が怖いから助けないという方はほっておけるということですかね。ちょっとね、この辺、本当に、お願いします。

○議長

はい、総務防災課参事。

○総務防災課参事

先ほども答弁させていただきましたとおりですね、まずは自分ができること

からやっていってもらえたらいいのかなというふうに思います。損害賠償のこ
とばかり考えておりましたらですね、例えば、あらゆる活動ができなくなって
しまいますんで、通常の自主防災活動においてはですね、そのようなことは考
えなくていいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議 長

井戸君。

○1 番

じゃあ、結局、では、個人の責任だけでも考えなくてもよいつていうのがち
よっとわからないんですけども、その共助の考え方で、もちろんお隣の人を助
けるつていうのはわかりますけども、やっぱり町として自主防災組織をつくら
うよつて、一応手を挙げているわけですから、その辺どうするのつていう、
少なくともね、本当ね、僕、ここにも書いてますけど、二つの自治会で現場を
見てるんです。言い合いつて言うたら大げさですけども、それによつて、その
責任の程度によつて、じゃあ、どこまで装備を買うのつとか、そういうところま
で及んでたり、どういふ心構えをしたらいいのつて、どういふ組織をつくつた
らいいのつて、最初、弊害にはならないつておっしゃつてますけど、つくる弊
害になるのかならないのか、僕もちよつと微妙ですけども、実際そういうトラ
ブルと言いますか、議論になつてまして、物別れになつてますんでね、じゃあ、
やっぱり弊害ですよ。人によつて、いや私はこれ助けるべきやわ、いやここ
私助けられへんつて言つたら、組織つてばらばらですから、これ、難しいんで、
見解、これは本当、再度確認ですね。責任は個人つてわかつております。本当
にあんまり考えなくてもいい。例えば全体的な保険に入つておくつとか、そうい
うことも、対処も立てずに、一切本人任せですけど、考えなくてもよいつていい
んでしょうか。

○議 長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

自主防災組織つとかですね、自治会でその訓練をするときに、保険に入られる
というのはいい取り組みだつというふうに考えてます。ただ、実際の災害時には
ですね、そのような救助活動等は、多分保険つとかで担保されないとつという場合
もありますんで、いろんなことが考えられますねけども、ただ本当に、先ほど
も申してますとおつりですね、通常の防災活動において、そのような重大な過失
があるような活動つとか行為つとかいうのは余り考えられないつというふうに考えま
す。

発言する者あり

○議 長

私語については慎んでいただけますようお願いいたします。はい、井戸君。

○1 番

まあまあ、実際に火事が起こったときに、助けに入ったときに窓を割ったりとかしますもんね。だから、そういう補償の問題もありましたし、これはね、各地でちょっといろいろ調べていただいて、ちょっとこれね、これをこのまま持ち帰ってっていうのも、考えなくてもよいてって、じゃあ、いざ問題が起きたときになってなったときに、本当に微妙なので、ちょっとその辺はある程度、再度調べていただけないでしょうか。

○議 長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

すみません。再度の質問にお答えします。

この件につきましてはですね、県とかですね、それとか、一応弁護士のほうにも確認はしておりますがですね、一応、程度の問題でね、過失割合ですので、一方的に救助するほうが悪いような行動をとればですね、それは議員のおっしゃるような過失割合等も発生するかとは思いますが、普通の通常の自主防災活動におきましてはですね、余りそのようなことは考えずに活動ができるというふうを考えております。

○議 長

はい、井戸君。

○1 番

ちょっと通常ってというのがどの程度かわからないんですけども、まあ本当にもめているってことがありますので、その辺だけ理解していただけたらいいと思います。

この件はもう結構です。

○議 長

はい、都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、5点目の質問にお答えをいたします。

公園施設のフェンスの修繕についての御質問でございます。本町が管理している都市公園の街区公園は50カ所あります。その多くは、昭和40年代後半から昭和60年代に設置をされているということから、フェンスを含む施設の

老朽化が進んでいるのも現状であります。施設の破損につきましては、自治会または利用者からの通報や要望を受けることも多くあります。その都度、速やかな対応に努めているところです。

議員御指摘の金網が破れて危険な状況であれば、早急に修繕等の対策を講じてまいります。

今後につきましても、街区公園につきましては修繕などを行いながら計画的に随時更新等を図り、利用者が安全かつ快適に利用できる施設として適正管理に努めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議 長

井戸君。

○1 番

本当、前向きな答弁ありがとうございます。本当にこれ、私自身もね、この質問をさせていただいたのも、簡単に言えば、先ほどともつながるんです。治安が荒れている、悪いところほど落書きであったり、破れたままほったらかしにしてあると。今回、住民の方からそういう話を聞いていまして、どうしても自治会を通してだと時間がかかったりとか、あと、自治会に言いにくいとか、やっぱり自治会がしっかりしてないところもありますし、そういういろんな人間関係もあるんですけども、それと、こういう、特に、本当に僕が見たところは子ども、ちょっとこれ危ないなっていうのを、よくこれ、結構長くほったらかしてたようです。具体的な箇所はいまちょっと、後で言いますけども、それもありますんで、私も日ごろから見つけて頑張りたいと思いますので、ぜひともよろしく申し上げます。

これで結構ですので、そうですね、私の一般質問はこれで終わります。

○議 長

それでは、井戸君の一般質問をこれで終わります。

発言番号9番、議席番号5番、植田君の質問を許可いたします。植田君。

○5 番

3点について質問を通告させていただきました。明快な御答弁よろしく願いいたします。

まず、1点目でございます。就学援助制度の充実について。

この制度は、学校教育法第19条で、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないという規定に基づいて実施をされています。これは、貧困の連鎖をさせないためにも欠くことのできない制度と考えます。この制度の対象者は、要保護者、生活保護世帯を対象にした方、あるいは準要保護者、市町村が要保

護者に準ずる程度に困窮していると認める者の方々に対して、学用品や修学旅行費、あるいは給食費などを国と自治体はその費用を折半して支給しているものです。

平群町の状況を見てみますと、平成22年から25年度の中で見ますと、小中学校の児童・生徒数全体に占める要保護、準要保護の割合は、約9%から11%というところで推移をしている状況があります。

そういう中で、国は2005年度、平成17年度から、この準要保護者に対しては補助金から交付税算入に変えると、ある意味、支給方法の大幅な後退をさせています。このことで自治体間格差が広がっているとも言われています。

また、2010年度から新たに支給品目に加わったクラブ活動費、生徒会費、あるいはPTA費などに対する補助が拡大されたわけですが、平群町においてはそれが全く対応されていない。あるいは、2014年度から国は、消費税の引き上げという問題がありましたので、学用品等援助費の単価も引き上げを示しています。しかし、これについても、平群町においては措置をされていないと、こういう状況があります。私は、早急に国基準への支給品目の拡充、あるいは単価の引き上げを行うべきだと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

2点目は、学校図書館司書のさらなる充実をということで質問させていただきます。

学校図書館司書の配置については、この間、何度も議会で取り上げてまいりました。そういう中で、4月から、旧平群東小学校と旧平群西小学校が統廃合されて平群小学校としてスタートしました。それに合わせて、平群小学校に新たに図書館司書が配置をされました。このことは非常に評価をしたいと思っております。

そういう中で、現在、大規模改修中であることから、臨時の場所でのスタートとなりましたが、司書が配置をされたことによりまして、5月の利用者、貸し出し冊数が前年度比で倍増しているということもお聞きをしています。平成25年度では628人の利用者が、今年度では1,001人に、あるいは、貸し出し冊数については、669冊から1,339冊に貸し出しが増えているというふうな状況が聞かれています。司書配置が学校図書館を活性化し、子どもたちの読書環境を飛躍的に充実させているとも言えると思います。

町内の小学校全てに同じ教育環境を保障していくことがいま求められています。中学校でも放課後開館、約、月の半分になりますが、司書配置が定着していることから、利用者も貸し出し冊数も倍増傾向にあると、こういう報告も受けているわけですね。そういう意味では、残る南小学校に一刻も早く図書館司書の配置が求められますが、いつをめどに南小学校へも学校図書館司書を

配置されるのか、お聞きをしておきたいと思います。

最後、3点目、上庄バイパス上庄東交差点から三里北交差点の歩道の街灯（防犯灯）の設置についてということで質問させていただきます。

現在、上庄バイパスから三里北交差点の間、約450メートルから460メートルぐらいあると言われますが、両側に歩道は設置をされているものの、街灯（防犯灯）はその間に西側の歩道に2基のみ設置されているという状況であります。非常に夜は暗い状況になっていて、歩行者の安全確保、犯罪防止の観点から増設が求められますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、3点について、よろしく御答弁いただきますようお願いいたします。

○議長

はい、教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、1項目めの就学援助制度の充実化に関する御質問にお答えさせていただきます。

御質問にもあります就学援助に対する国の基準が、新たな支給項目としてクラブ活動費、生徒会費、PTA費を拡充し、また、学用品等の援助費単価の引き上げがあったことにつきましてですが、これは生活保護世帯が対象であり、御質問の中にもありましたけども、準要保護世帯については、交付税の問題はありますけども、基本的には対象とはなっておりません。

なお、この就学援助制度の運用状況につきましては、それぞれの市町村で援助対象が異なっているというのが現状でありまして、県下の市町村の制度状況を見たとき、国の基準と同様の対応で実施している市町村はなく、部分的に支給項目の拡充を行っている市町村が若干あるというふうな状況でございます。

こうした現状にあることから、平群町がいわゆる国の基準と全て同様の対応を行うということにつきましては、今後、県下の市町村の実施状況等も参考にしながら、制度改正を精査し、判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長

植田君。

○5番

あのね、最初にも言いましたように、この就学援助制度っていうのは、言うたら経済的理由によって就学困難と認められる、そういう子どもたちに必要な援助を与えなければならないというところでスタートした問題ですね。

いま、なかなかそういう対応がされていないというふうな御答弁だったんで

すが、私も近隣を調べさせていただきました。そうしましたら、26年度から単価引き上げに伴って、同じく実施をされているところが、斑鳩町、三郷町、それから河合町、この3町は、準要保護のところに対しても基準の引き上げに伴って、同じように26年度から対応されています。それと、あと、クラブ活動費とか生徒会費、あるいはPTA費、ここについて実施を行っているのは、斑鳩町がクラブ活動費については行われています。これは、国基準の限度額までその対象としているということですね。三郷町については、現在、この三つについては検討中であるというふうに、実施を目指して検討されているのではないかなというふうに私は、お電話させてもらったときに受け取ったんですけども、それと、拡充された品目で、安堵町については、生徒会費、PTA会費については実費負担を行政が補填をしているというふうにお聞きをしています。対象者もね、生活保護の1.3倍から1.5倍、あるいは非課税世帯を対象にしていると。これはまちまちあると思うんですけども、少なくともですね、子どもたちが言わば家庭の経済状況に応じてですね、就学するのに困難な状況を避けるということが、私は、行政側としてとるべき態度ですし、最初に言いましたように、学校教育法19条で定められたところをきちっと履行すべきだというふうに思っています。

近隣ではそのように対象、言うたら対応もされてきているわけですから、平群町もですね、やはり平群町に住む子どもたちにとって必要な措置はとられるべきだというふうに考えています。再度御答弁お願いします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再度ということですけども、先ほども申しあげましたように、いま議員のほうからも調査されたことが申されました。私たちの教育委員会のほうでも、一定、その近隣の状況っていうのは把握はしております。いま申されたような、大体同じような状況であります。先ほども申しあげましたように、町としましては、県下の市町村の実施状況も参考にしながらっていうことで、制度改正に向けた方向で精査をしていきたいというふうに思っていますので、そういう答弁で繰り返しさせていただきたいと思えます。

当然、その目的っていうか、最低の当然セーフティーネットとしてこういう制度が必要っていうふうに、法律もそうですし、町としても考えておりますので、近隣の状況がいまもありましたように、国に準じた形で動きつつあるっていうふうなことも当然あるわけなんですから、平群町もその方向で判断をしていきたいというふうに思っています。

○議 長

植田君。

○5 番

いま、課長のほうから制度改正、私、一応いろいろ説明した制度改正に向けて検討したいということですから、これ、ぜひお願いをしたいと思う。いつごろをめどにそれをされるのかっていうのが一つ、この点についてはお願いします。

それと、生活保護が昨年8月から段階的に引き下がってきてる状況があります。そういう中で、それによってこの就学援助に影響が出るってということも言われてまして、国のほうからは、就学援助に影響が出ないような対応をするようにというふうな通達も来てると思うんですけども、そういう意味では、生活保護費の削減によって、平群町としてその対象から外れるということがないような措置もあわせて、これ、お願いしておきたいと思います。御答弁よろしくお願いします。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

いつごろをめどにということですね。これについては、予算の関係もありますので、町の財政部局と、先ほど申し上げましたような方向で、教育委員会としては、財政部局と相談した上で、できるだけ早くっていうふうに思っています。

それから、生活保護費の引き下げのことにつきましては、これは新聞報道等でも見ておりますけども、このことによって、本来目的である、議員もおっしゃっておられた児童の就学に影響のないようにっていうのが法律の趣旨ですので、それに沿った形での判断を町としては、教育委員会としては考えてまいりたいというふうに思います。

○議 長

植田君。

○5 番

ありがとうございます。ぜひ早急に対応をお願いします。財政当局のほうとも相談ということもありましたんですけども、ざっと平群町で見たときに、基準単価が引き上がった分で影響される、影響する額としては、引き上げだけを見ますと、大体9万3,000円ほどです。そこに、ちょっと私が提案しましたPTAとか、それから生徒会費、この二つに限って援助を足した場合に、小学校と中学校で約44万円ほどは増えるという形になりますね。それと、中学校のクラブ、これも、クラブ費の補助についても、ここは、生徒全体に対す

るクラブに所属してる子どもの割合を保護世帯の子どもたちの割合に掛けて出した分で110万ほど、もし満額出すとすればですね、それぐらいかかるというふうになるんですが、言わば、私は、これが大きい小さいかっていう問題はいろいろ議論はあろうかと思うんですが、平群町の将来を担う子どもたちが、やはりそういう意味では、安心してそういう学校できちっとクラブ活動もでき、また就学もできという状況は確保していただきたいというふうに思いますので、これはぜひともよろしく願いしときます。

以上でこの点については結構です。

○議 長

村社教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事（村社仁史）

それでは、2項目めの質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、平群小学校に学校図書館司書が配置され、大規模改修に伴う臨時的な図書館でありながら、利用者や貸し出し冊数が倍増する成果が出ております。また、スキルの高い司書により、読書貯金通帳の活用、ブックトークや絵本等の読み聞かせなど、さまざまな取り組みが子どもたちの心をつかんでおります。また、さらには先生方への授業支援、情報提供等のサポートもなされております。こうした状況は、平群北小学校への学校図書館司書の配置でも既に明らかなどころで、常勤司書の配置は、本町が取り組む子どもの読書活動推進に大きく寄与する必要条件と考えます。

財政的な課題はありますが、町内児童の教育環境の平等性の観点からも、学校図書館司書の配置拡大を探ってまいりたいと考えております。

○議 長

植田君。

○5 番

平群町、本当に頑張っていたいただいて、北小学校、そして新たに統合された平群小学校に配置がされて、本当にその司書が、司書の方の力量もあるんですけど、本当によく頑張ってくださってるなというふうに思っています。中学校はクラブ活動の関係とかがあって、放課後しかいま開館が、月の半分ぐらいしかできないのやけど、それでも定着することによって、やっぱりそういう結果として出てきているということがあると思うんですね。

平等性の観点から実施に向けて検討してまいりたい、これはこれまでも聞いてきたんですけども、じゃあ、いつ、これもどれぐらいをめどにして、基本的にはやっぱり速やかなね、町内での子どもたちの教育環境を平等に保障するというんであれば、少なくとも来年度からそういう対応をしていただきたいな

というふうに思うんですけども、そら今年度の早い時期にしてもらったら、そら補正でも組んでやってもらったらそれに越したことはないですが、いま、南小学校のほうは、図書ボランティアの方たちも力もかかしていただいているみたいですし、学校司書教諭の先生も、結構熱心な方がいらっしゃるというふうにもお聞きをしています。そういう意味では、やはり町内の教育環境を平等にすると言うのであれば、とにかく早い時期に、こっだけ実績が平群町で出てるわけですから、やっぱりそれは南小の子どもたちにもそういう環境を提供する、これは行政の責任だと思うんですが、一定のめど、時期のめども含めて御答弁いただけますか。

○議長

教育委員会総務課村社参事。

○教育委員会総務課参事（村社仁史）

そのとおりだと思います。今国会でも、衆議院の文部科学委員会におきまして、学校図書館法の改正案が提出されております。そして、その中で、これまで不明確であった学校司書の配置について明確に位置づけるということで、今国会中に参議院でも通過、可決する方向で動いているという状況はございます。

しかしながら、歳入面につきまして言いますと、もう実際御存じのとおり、一応交付税算入ということで、2校に1校程度、そして週30時間程度の配置という形での交付税算入がいま国からはおりてきております。平群町の実態としましては、いま2校、中学校を入れますと4校、そのうちの2校に配置されておまして、週ですと38.75時間の配置というところで、単純に国からの交付税算入を見ますと、それ以上の、いま、予算配置をしてるという、そういうところもございます。

しかしながら、議員御指摘のように、現場での実績っていうのは非常に高くなっておりまして、さらにこういう実績を積み重ねる中で、予算確保に向けて努力をしていきたいと考えております。

○議長

植田君。

○5番

ありがとうございます。いま御紹介あったように、実際、図書館法の改正が国会で多分通ると思います。司書を置くよう努めるものとするという、ちょっとまだ、一歩進んだんだけど義務づけまでは行ってないという状況はあると思います。やっぱりこれは、学校図書館関係者の団体からは、専任、専門、それから正規という要望がすごく上がっているわけですね。これは平群町にすぐに求めるものではありませんが、やっぱり国に対してもそういう働きかけは、

やっぱりそういう先進的に学校図書館に専門司書を配置して頑張ってる行政だから、やっぱり国に対して声をどんどん上げていただきたいというふうに思います。

平等性の観点から、やっぱり明確ないつごろという、いつからということは御答弁いただきませんでした。できるだけ早い時期、やはり平等性を担保するという意味で、それに応えるような対応をしていただきたいというふうなことを申しまして、この件については以上で結構です。

○議 長

はい、住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、3点目の御質問のバイパス上庄東交差点から三里北交差点の歩道の防犯灯の設置についてお答えいたします。

上庄東交差点付近には道路灯が6基、三里北交差点付近には同じく7基の県が管理する照明灯が設置されており、この交差点間におきまして、町道2路線とバイパスとの接する箇所に町が管理する防犯灯を2基設置しているところです。間隔からは、設置基数は少ない状況と考えます。

防犯灯の設置につきましては、現在、町内の設置状況を確認し、防犯灯整備計画をつくるよう取り組んでいるところで、当該バイパス区間は整備計画として位置づけ、検討していくよう考えています。

以上です。

○議 長

植田君。

○5 番

いま課長のほうから、整備計画の中で検討していきたいと、そこに対象として入ってるということです。きのうの質問の中にも、あのバイパス沿いに、企業誘致とまで言えるどうかわかりませんが、新たにそこに来られるというところもありますので、そういう意味では、そこにどの程度の従業員さんが来られるかっていうのはわかりませんが、少なくともそこに張りついてくるわけですから、やはり防犯の面から、安全性の確保という点で、ぜひともそういう意味ではきちっと位置づけて、できるだけ早い時期に設置をしていただきたいということをお願いをしておきまして、以上で私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、植田君の一般質問をこれで終わります。

発言番号10番、議席番号10番、下中君の質問を許可いたします。はい、下中君。

○10番

それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。

1件であります。奈良教育大学と連携協定の締結を早期にということで通告をしております。

本年4月に、140年の歴史ある平群西小学校、平群東小学校の両校が再編、統合され、平群小学校として新たに開校いたしました。また、明年、27年4月からは、幼保連携型認定こども園として、はなさと保育園のこども園化と、平群幼稚園と平群南保育園を統合して新園も開園されます。

このように、ここ一、二年の間に、本町の小学校教育、就学前教育、保育の環境が大きく変わってきております。通学、通園する子どもたちを初め、保護者の方や今まで支えてくださった地域の方々の中にも、期待や不安もあると思われまます。

そのような中で、本町の保育、教育基本方針も既に明らかにされ、小さな町で大きな教育と標榜されておりますが、より具体的に進めていく方策の一つとして、官学連携と言われる取り組みを考えるべきであると思っております。既に取り組みを始めておられるのであれば、その内容について明らかにしていただきたいと思っております。

また、連携内容については今後の両者の協議となってまいります。大学の知見を生かした共同研究の実施や学校教育活動への支援などがあると思っております。全国的に産学連携、官学連携を積極的に進める大学、企業、自治体も多くあり、本町においても教育分野での奈良教育大学との連携協定を早急に締結し、より充実した教育を実施すべきだと考えますが、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。明確な御答弁をよろしく申し上げます。

○議長

はい、教育委員会総務課松村参事。

○教育委員会総務課参事（松村嘉容）

失礼いたします。

奈良教育大学と連携協定の締結をについての御質問にお答えをさせていただきます。

教育委員会といたしましては、学生ボランティアの活躍する場所と機会を広く提供するとともに、現在、重点的に取り組みを進めています学校と地域とのパートナーシップ事業を進める上で、学生ボランティアの活躍が効果的であると期待をしております。昨年度より官学連携への協議を進めております。

また、同時に、こうした学校支援のみならず、例えば図書館機能の充実や、町全体で取り組みます諸施策の推進に学生の若い柔軟な発想力、企画力、さら

には教授の皆様方の知見に期待するところが大きいため、奈良教育大学と連携協定締結に向けて作業を進めておるところでございます。教育大の学生であります学生ボランティアは、大学を卒業して教師になりますと、学校現場に入る前に教育現場や地域の教育活動の経験を豊富に積んでいることによりまして、子どもたちへの理解を深める方法を体得することができる絶好の機会であります。そして、学生ボランティアを経験することのメリットは大変大きいものと考えておるところでございます。

現在、本年度目指しております大学側と平群町の連携協定は、学校支援に限った単一の協定ではなく、あらゆる分野に対応できます包括協定という形で官学連携を進めるのが最良と考えております。なお、連携協定の具体的な内容につきましては、今後大学側と協議を重ね、少しでも早い時期に取りまとめの上、連携協定書の調印式開催に向けて積極的に大学へ足を運び、進めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、同時に、奈良教育大学以外の大学とも現在アポイントをとりましてですね、連携の模索を図っているところでありまして、今後も引き続き多くの官学連携を進め、まちづくりに大学の発想を取り入れてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長

はい、下中君。

○10番

積極的な取り組み、感謝申し上げます。二、三、再質問、確認というところで行いたいと思います。

まず、1点目、その取りかかりというのが、昨年度から始まっておりますパートナーシップ事業、旧平群西小学校から始まって、現在平群小学校で実施中ですか、その部分で学生ボランティアの活躍がかなり期待される、効果的であるという判断で官学連携に、思いつくと言うと語弊がありますがけれども、つなげていきたいということで、いま答弁されました。その中で、いま松村参事のほうからいろいろ言われましたけれども、私も期待するところは同じだと思いますが、再度確認のために答弁よろしくお願ひします。

まずは、大学が持つきょうまでの研究資産、いわゆるノウハウ、知的財産、いわゆる知見ですわな、これをいかに教育の分野で生かす、またまちづくりのために生かしていくかということで、大学側に期待する。また、学生に期待するのは、いわゆる、先ほども言われましたように柔軟な発想力、また企画力、あるいはまた行動力、それに期待される場所であると思います。それが大事

であると思います。その方面から考えて連携を模索されたというところで、これ、いろんな例がたくさんありますけれども、大学からのプレゼンもある場合もあるし、我々自治体であるとか、企業からプレゼンされる場合もあるし、その辺、どちらからなったのか知りませんねけども、その辺が期待されて官学連携に踏み切ったということだと思いますねけど、その辺だけもう一度お願いしたいと思います。

それと、私は初め、冒頭申し上げましたように、小学校教育が変わるということで、捉え方として、私、平群町の教育、教育元年であると考えております。そういう意味で、何とか教育大学と連携をとれたらと思って一般質問を行いました。そんな中で、いま答弁の中で、教育単一部分だけでなく包括的な連携協定だという答弁であります、この包括的な部分が実際教育全般を包括するのか、いやそれとも、まちづくりやまちの活性化も含めたそういう部分の包括をするのか、その辺だけ確認したいと思いますので、答弁をよろしく願いいたします。

それと、ほかにもいま県内外の大学といろいろと官学連携について協議を進めてる、話し合いを進めてるというお話でございますけれども、もし、具体的に、幾らかいまかかっている部分があれば示していただきたいと思います。

それと、最後に、本年度中に締結を目指してるという力強い答弁でありましたけれども、私は、先ほど言いましたように、本年は平群町の教育ルネサンス、教育元年として年内にも締結をしていただくような、なお一層の努力をお願いしたいと思います、この部分についてはちょっと教育長のほうから答弁よろしく願いします。

○議 長

松村教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事（松村嘉容）

再質問にお答えをさせていただきます。

現在、大学との進捗状況につきましてですけれども、大学側とは現在、学長補佐並びに担当教授と一緒にですね、私どもと締結書の内容につきましてとか、今後の締結の流れにつきまして、現在、話し合いを進めておるところでございます。

大学側のメリットとしまして聞いておりますのは、やはりこの締結を結ぶことによってですね、学生ボランティアをその締結書をもとに各自治体のほうへ、平群町のほうへ派遣できるという大きな根拠になるというメリットもございますし、学生たちが地域で活躍するための仕組みづくりでありますとか、先ほどもありましたように、町が持っております情報資源の提供によって大学の教育、

研究活動の充実に向けて進めていくことができるというようなことを大学のほうでも思っていたいております。

平群町のコンセプトといたしましてもですね、学校現場はもとよりですね、学校支援という形はもともとのスタンスなんですけれども、やはり平群町では現在、図書館構想と言いますかですね、図書館整備でありますとか司書配置などを含めた子どもたちの読書活動の推進に力を入れている状況でございます。新設の図書館構想もですね、今後予定もしておりますので、これを機会に図書館機能を充実をしていってですね、ハード面だけではなくてソフト面でも利用者が多角的、創造的な読書活動ができるようなものを目指していきたいと考えております。

そして、この締結は包括的協定ということで大学とも進めておるわけですが、学校支援もしくは図書館機能の充実という部分だけではなくてですね、町の施策、事業の中でも学生が力を発揮してもらえる部分が多々あると思いますので、今回は包括協定という形で結ばせていただく予定でございます。

そしてですね、他の大学との折衝と言いますか、どこの大学と現在、締結に向けて進めておるかということでございますけれども、実際の大学名を申しますと、天理大学、そして近隣の白鳳短期大学、白鳳短期大学には幼児教育学科というところもございますので、やはりいま、今年度であります幼稚園でございますとか保育園でその学生ボランティアの力を発揮していただけたらなということ考えておりますので、また積極的に進めていきたいと考えております。

そして、年内の今後の時期で、スケジュールと言いますか、締結の時期につきましてはですね、いま現時点では、大学のほうでは7月の9日に協定審議の内部会議っていうのがございまして、そこで議論がされてましてですね、その後、7月の末から8月上旬ごろにかけてましてですね、上の学長を含んだ学長との協議の会議が開催されます。そこによって協定書の了解、了承が出されるわけでございます。できましたら早く、8月末もしくは9月中にという形で早急に対応してまいりたい、締結に向けて進めてまいりたいと考えておりますが、まだ今後、大学側も少し忙しいという部分がありますので、今後はまた足を運んでですね、締結に向けて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

下中君。

○10番

大学と自治体とのいろんなすみ分け、また協力関係ということでのるる説明いただきました。ありがとうございます。今後とも、そういう面でしっかりと連

携を深めていっていただきたいと思います。

それと、包括的な連携協定ということで、私は初め申し上げましたように、教育分野だけかなという感じもしておりましたけれども、本当に平群町のまちづくりという部分も含めて、いろんな事業でも活用していきたいということで、なかなか包括的な連携協定ということで、実際、実のあるものになりたいと考えております。

学校によればいろいろ、総合大学であればいろんな学部もたくさんありまして、おのこの大学のいい特色もあり、専門分野もあり、その辺も今後、先ほどほかの大学との一例も挙げていただきましたけれども、その辺も、ほかの大学も考えて、その大学の持っている一番強い部分と連携をしていくとか、そういうことも十分考えられると思います。ここ最近でも、我々、新聞報道でしかわかりませんが、早稲田大学と天理市が公共施設の運営のあり方について締結されたこと、共同研究をすると、これは、二、三年前に郡山市とも締結されていると聞いております。それと一番大きく、大きくと言うのかな、私、春からもう心温めておりましたけれども、県と京都大学が教育分野で連携していこうと締結されたということも、本当にいろんなことで、各自治体とも考えておられるなと思います。

その中で、2020年でしたかな、東京オリンピックが開催されるときに、学生、大学と協定を結んでやっていこうということで、いま、全国の500以上の大学が協定を結ばれているというような動きもありまして、先ほど、学生が現場へ行く、地域へ行くということで、今後のいろんな人生に生かしていくというメリットも大きいということも言われましたように、確かに大学側もやっぱり求めてくる、また我々も求めていくと、その中でいいものをつくり上げていく、出していくという取り組みでありますので、あと、手続的に教育大学の学内のいろんな面もありますので、少し時間はかかると思いますが、できるだけ早急に調印に向けて取り組んでいきたいということでありますので、その日が一日でも早く来ることを待っているところであります。

ちょっと最後になりますけれども、いま、私は、要は、教育関連では何とか教育大学と結んで、平群町の教育をすばらしいものにしていくと、していったほしいということで提案をしましたが、いま、教育委員会のほうでも、教育分野だけでなく包括的に考えておられるということでありますので、今後、いま例に出した大学等もあるし、また、いま、教育委員会も連携を模索しつつある大学等も含めて、今後、町としていろんな施策、事業の中でそういう部分を生かしていったほしいと思いますので、その辺だけ、町長の決意だけお願いしたいと思います。

○議 長

はい、教育長。

○教育長

本当に、教育を核にして、教育元年と位置づけまして、大きなまちづくりを構想することはとても意義のあることでありますし、大事なことであろうというふうに思っております。

大学との提携につきましては、もうあくまでこれはウイン・ウインの関係にならなきゃならないというふうに思っております。奈良教育大学がどの程度のメニューを包括的なものとして提示してもらえるのかということも、今後、詰めていかなきゃならないなと思っております。御指摘のように、単なる学生のボランティア、あるいは教育施策のみならず、幅広くいろんなことを情報提供を我々にしていただけるということを期待しているところでございます。

本当、一步一步改革を進めなければならない大変大きな時期にかかっていることは、新聞報道等を見ましても、小中一貫とか教育施策の改革とか、大きな大きな課題が目の前にありまして、一つ一つ解決しなきゃならない時期に来ておりますもので、そういうことも念頭に置きまして、幅広く知見を得ながら一つ一つやっていきたいと、かように思っておりますので、どうか議会の皆さん方の御理解を得ながら進めてまいりたいと、かように思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○議 長

下中君。

○10番

実際、本当に実のある官学連携であること、そしてまた、第一弾としてその奈良教育大学との連携協定が早期に締結できることをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、下中君の一般質問をこれで終わります。

13時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時58分)

再 開 (午後 1時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 1 1 番、議席番号 6 番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

○ 6 番

通告に基づきまして、大きく 4 点に分けて質問いたします。最後の質問ですので、できるだけ簡潔にやりたいと思いますので、理事者の皆さんも簡潔明瞭な答弁よろしくをお願いします。

まず、1 点目、廃棄物処理経費削減へ真剣な取り組みをとということで出しております。

平群町の廃棄物処理経費がまだまだ削減できることは、これまでたびたび指摘してきました。この間、町の担当者の努力もあって、不燃物の処理委託費が少しずつ下がり、今年度は粗大ごみなどの残渣処理委託単価が大きく引き下げになりました。収集した粗大ごみは中間処理として資源、可燃、残渣に分別し、このうちの残渣は最終処分場で埋め立てされます。この残渣処分について、昨年度は、埋め立て処理委託料がトン当たりで税抜き 4 万 5 0 0 円、最終処分場までの運搬委託料がトン当たり税抜きで 1 万円、合計 5 万 5 0 0 円の契約でした。これが今年度は、清掃センターから最終処分場までの運搬と埋め立て処理委託料がセットでトン当たり税抜き 2 万 6, 0 0 0 円、中間処理業者から清掃センターまでの運搬委託料がトン当たり税抜きで 3, 8 0 0 円、合わせて 2 万 9, 8 0 0 円の契約になっています。実に、4 1 % の経費節減です。

ちなみに、5 年前の平成 2 1 年度のこの残渣処理のトン当たり単価は税抜きで 5 万 4, 4 0 0 円でした。今年度、昨年度比で 4 1 % も削減になった要因について、この間、私どもが強く求めてきた入札などの競争原理を働かせたことによるものかどうか、まずお尋ねいたします。

なお、今年度の単価引き下げで、町の経費軽減額は、昨年度処理量で比較すると昨年度より約 1 5 0 万円、2 1 年度の処理量で 2 1 年度と比較すると 3 3 0 万円以上にもなります。しかし、粗大ごみ処理経費をトータルで見た場合、試算では、今年度でもトン当たりの処理委託経費は 5 万 2, 2 6 2 円になります。2 3 年度までの 6 万 4, 0 0 0 円に比べれば 2 割程度の減額になっていますが、まだまだ高いのが実態です。その主たる要因は、収集した粗大ごみを分別する中間処理委託費が高どまりになっていることだと考えます。この部分のトン当たりの税抜きの処理委託単価は、2 1 年度から 2 3 年度まで 3 万 3, 8 0 0 円、2 4 年度から現在まで 3 万 2, 8 0 0 円です。

一方、この間、比較の対象として取り上げてきた斑鳩町は、中間処理も含めた不燃物のトン当たりの処理単価は、以前は 4 万円程度と指摘してきましたが、

昨年度は3万1,000円、先ほど紹介した平群町の今年度の処理経費5万2,262円より4割も安くなっています。平群町がこの単価で処理できれば、昨年度の実質1,987万円の粗大ごみ処理経費が1,393万円に、594万円も経費を削減できます。粗大ごみの処理委託、特に中間処理委託について、処理方法や業者選定方法を早急に見直して経費削減をすべきと考えますが、町長の所見を伺います。

次に、廃プラの処理費について。

平成24年度から、それまでの拠点収集からステーション収集になり、23年度35トンだった収集量が25年度には155トンに、4.4倍に増えました。リサイクル化を高めたという点では大いに評価いたします。また、23年度前半期、税込み13万4,820円、後半期、税込み11万9,070円だった処理費トン単価が、ステーション収集にした24年度は税込み4万9,350円に、半分以下に下がりました。この点も一定評価できるものです。しかし、今年度4万8,060円、これは税込みですけれども、税抜きでトン単価が2,500円下がりましたが、粗大ごみと同様に、斑鳩町の税抜き2万9,000円より1万5,500円、53%も高い契約です。平群町の昨年の廃プラ処理費は696万7,000円、これが斑鳩町並みの単価なら434万5,000円で262万円の経費節減ができます。この廃プラの処理委託についても、処理方法や業者選定方法を見直して経費節減を図るべきと考えますが、町長の所見を伺います。

大きい2点目は、国道168号森脇橋以北の歩道設置と安全対策についてです。

まず最初に、長年課題となっている国道168号、森脇橋から旧南都銀行までの歩道設置について質問します。

この事業は県事業であることは十分承知していますが、町としても、この道路を通勤、通学など多くの近隣住民の皆さんが利用されていることから、早急に歩道設置などの安全対策を講じる必要があることは言うまでもありません。

県郡山土木事務所は、平成23年4月、年度内に工事を着工すると説明していましたが、3年たったいまでも全く見通しが立っていません。2年前の24年6月議会で、私の一般質問に対して、町の答弁は、全長130メートルのうち北側65メートルの区間については地図訂正が完了し買収のめどが立ったが、残りの南側65メートルの区間は広範囲の地図訂正が必要で、現時点では未発注。遅延した要因として、地図訂正を行うに際して、地元地権者間の境界紛争があり、その解決に時間を要したのが大きな要因ではないかと考えているというものでした。この答弁から既に2年がたちます。この歩道設置事業につ

いて、現在の進捗状況、いつごろ完成するのかお尋ねいたします。

次に、この歩道設置と一体で実施されるのが最もいいわけですが、それが進まない中でも森脇橋交差点の安全対策、特に歩行者の安全対策として早急に歩行者用の信号機や横断歩道を設置すべきだと考えます。町長の所見を伺います。

大きい3点目は、同じく国道168号バイパス三里地内の歩行者横断の安全対策についてです。

三里地区や平等寺地区の通勤、通学に利用されている国道168号バイパス三里地内の南都銀行南側の交差点については、以前から信号機設置の要望が出されてきました。しかし、いまだ実現されていません。歩行者用の信号機を早急に設置するために、関係機関への働きかけが必要です。町長の見解を伺います。

なお、この交差点の南側、バイパスの東側に商業施設が建設されるとのうわさがありますが、昨日も質問が出てますので一部はつきりしてはいますけれども、それが事実であれば、この商業施設との関連でも、この区間での交通安全対策が問題になります。もし事前協議等がされているのならその内容の説明を求めます。

最後、四つ目は、須崎市への青少年学習体験事業のその後についてであります。

ことしの3月議会で問題となった高知県須崎市への青少年学習体験事業。3月議会では、行き先も含め白紙に戻して再検討することになったものの、4月の全員協議会に、行き先は須崎市のままで事業費用を抑えた内容で実施したい旨の説明がされました。この全員協議会でも多くの議員から疑問の意見が出されました。その後、この事業はどのようになったのか説明を求めます。

以上、大きく4点について、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

はい、住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、1点目の廃棄物処理経費削減へ真剣な取り組みをとの御質問にお答えいたします。

粗大ごみ残渣処理の委託単価が昨年と比べて削減となった要因でございますが、今年度の残渣処理の委託契約につきましても、これまでの粗大ごみの処理工程を見直す中で、最終処分業者2社で競争見積もりを行った結果、昨年度より処理単価を削減することができました。

続きまして、粗大ごみの中間処理方法や業者選定方法の見直しによる経費削減をとのことでございますが、比較されています斑鳩町では、収集してきた不

燃物は町有施設において一旦仮置きされ、金属系のものとそれ以外のものを選別され、コンテナに積みかえてから委託業者へ引き渡しされています。本町の現在は、清掃センターでは、可燃ごみの処理、焼却以外に、廃プラスチック、ペットボトル、発泡スチロール、有害ごみの中間処理及び積みかえ保管を行っており、現有施設において、収集した粗大ごみの仮置き、積みかえ及び保管を行うスペースが確保できないことから、パッカー車で収集した粗大ごみを直接搬入で受け入れが可能な業者へ外部委託しているところです。また、収集した粗大ごみを直接搬入できる他の業者の登録が近隣にないことから、従来から委託している町内処理業者へ業務委託契約を行っているところでございます。

今後といたしまして、清掃センターにおきまして作業スペースを確保し、処理方法の見直し、検討を行いますとともに、受け入れ可能な業者が複数になれば、競争性のある手法にするよう考えていきたいと考えています。

次に、廃プラスチックの処理単価について、斑鳩町と比較して、処理方法や業者選定方法を見直し、経費削減を図るべきとのことですが、斑鳩町と本町との委託単価の違いの要因は二つあると考えます。一つは取り扱う量の違いによるもので、平成25年度の実績で、平群町の155トンの処理に対し、斑鳩町は573トンであり、3.7倍の差がございまして、もう一つの要因は道路事情で、大型車両が通行可能な斑鳩町に対しまして、平群町側は清掃センターまでは道路幅員が狭く、8トンの重量制限の規制がかけられているため、運搬できる量が少なく割高になります。このようなことから、斑鳩町並みにまでの単価にはならないと考えますが、手法などいろいろ検討し、少しでも処理経費の削減が図れるよう取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○議長

山口君。

○6番

1点目の競争原理を働かせたことによるのかどうか、答弁あったのかどうかちょっとわからないですけど、これ、もう1回答えていただきたいのと、②のですね、粗大ごみの中間処理についてなんですけども、これについてはこの間、ずっと言ってきましたが、いま課長のほうから斑鳩の処理方法、私もそれは聞いてきました。斑鳩の場合は、白石畑へ上がる反対側から、平群から言えば反対側から上がるもともとあったセンターのところにですね、全て町が集めてですね、そこで要するにコンテナに鉄とそれ以外、金属とそれ以外に分ける。ただそれだけです。それをコンテナで業者が持って帰って、だから、持って帰ったところで、ある意味、平群で言う中間処理というか、分別されてるわ

けですよね。だから、それも含めての値段やから、当然平群町のほうが圧倒的に高いわけですよ。それも、いろんな平群の場合、処分の仕方が何カ所かに分かれてて、今回、1点目で、①で言ってる金額が下がったのは、要するに、これまで残渣分の配達する、要するに最終処分場まで持っていく、運搬する業者と、最終処分、埋め立てする業者が別々やったんでしょう。今回一緒になったわけでしょう。一緒になったから清掃センターまでとりに来て、ほんで、最終処分場へ持っていく。そのかわり、中間処理の場所が別ですから、中間処理で分別して出た残渣は、その中間処理した業者が清掃センターまで運ばなあかんわけです。この分が3,800円っていう運搬料になってるわけでしょう。だから、ある意味、システムっていうか、ちょっとしたシステムが変わったわけ。変わったけれども、4割も安くなってるわけです、単価で言えば。いや、これはもう、非常に私は評価してるんですよ、そういうことを町長初め職員の方が努力してやられたの。だったら、それと一緒にのことをいま言った斑鳩みたいに、単純でいいじゃないですか。別に中間処理の業者がないって、斑鳩町だっていないから、最終処分場の業者がやってるんでしょう。だから、それ全部一体で、斑鳩と一緒にの方式で入札かければもっと安くなるんじゃないですか。確かに、斑鳩町の場所までトラックの入るのと、平群町の清掃センターでは道の広さが違いますから、若干平群町のほうが高くなるのは、それは仕方がないと思います。しかし、それはやろうと思えばすぐできるんで、その点はですね、やっぱり、今年度も町長の初日の挨拶では、西和消防の解散で6,000万入って、やっどこさ黒字になったんでしょう、単年度で言えば。あれだけ国からようけいろんな金 coming てるにもかかわらずそうですよ。結局ね、よそと比べて削減できるところの努力が、私は足りないって言わざるを得ないと思うんです。職員の給料なんて下げて、士気低下させてですね、こういう要するに無駄を削るとか、また、平群町に収入が入るようないろんな施策を考えると、それは職員に給料をちゃんと上げてこそその話ですよ。きのうからきょうにかけてもいろんな質問もありましたけれども、結局ね、そういう、すぐそら削減できるかわらんけれども、後々には、逆にそのことが悪循環になるようなことをされるよりですね、私は業者に損をさせろとは絶対言いません。でも、斑鳩町でそれができるんだったら、その金額で業者さんは損はしてないはずなんです。だから、別に、損はさせろとは言いませんが、まだまだ下げられますよということなんで、この点はきちっとですね、来年度ぐらいには、この間の経験も踏まえてそういうシステムに変えていただきたいというふうに思うんですが、町長、どのように思われるでしょうか。この点については再度答弁お願いいたします。

それから、廃プラについてはね、もちろん量の違いはわかります。ただ、要

するにね、もともとむちゃくちゃ高かったんです。さっきも言いましたけども、13万円払ってたんですよ。斑鳩で3万でできるようなところが、2万9,000円か、できるところが、もうそれ自体が、もちろんいろいろ言うんですよ。処理の方法が違う。要するに、廃プラを燃料にするのか、あと、製品にするかによっても変わってくるんだっていうようなことは、この間いろいろ言われました。私は後の処理のことはよくわかりませんが、でも、これだってね、やっぱりそらリサイクル率を高めるのは大事ですから、その点は、どちみち金がかかるのは仕方がないと思うんです。しかし、かかるにしろ、余りの単価の違い、これはもう異常ですよ。いまのシステム、ステーションに変わるときの減量審議会でもその論議はありました。4万何ぼですごく安くなるなと思って、斑鳩町はもっと安いわけでしょう。努力はされてるんだけど、ただ、平群町だってこれからまだまだ分別進んでいけば増えますよ、廃プラは。だから、それだったらもうちょっとこの辺、きょうはちょっと具体的な提案ようしませんが、斑鳩町にはしょっちゅう課長も、同じ郡内ということで交流もされてるでしょうから、その辺いろいろですね、研究なさって、この点についてももうちょっと努力、この③は結構ですが、②と①についてはもう一度答弁いただきたいと思います。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

最初に、競争性を働かせてやったのかということで、単価を削減することが、要因としては、冒頭お答えしましたように、最終処分業者2社で競争見積もりを行った結果、単価が削減できたというところでございます。

それから、2点目につきましては、斑鳩町との比較の中で、まだまだ処理単価を下げていくように考えられるのではないかとこのところでございますが、先ほど来申してますように、斑鳩町との違いは、処理の工程の違いがございませぬ。斑鳩町の粗大ごみの収集は、細かくは斑鳩町のことをとやかく申し上げられませんが、収集の方法というのはリクエスト方式をとっておられまして、若干平群町の粗大ごみとして包括した収集の仕方と違ってくるといって、どうしても平群町の場合は中間処理、選別ということをしなければならない。斑鳩町の場合は、それぞれリクエスト方式の中でそれを委託されて、選別を含めてコンテナに選別したものをに入れておられると、それを引き取っていただいているというふうな方法になるわけなんです、その辺の違いの中で、工程の違いの中で処理単価が違ってくるとこのところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

まだまだ下げていくように考えていくべきだということでございますが、先ほど来も申してありますように、いろんな方法を参考にしながら、町としても処理の削減に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

廃プラにつきましては、斑鳩町との単価の違いもおっしゃっていただきました。これも最初に申し上げましたように、本町の廃プラの収集は、処理業者に24年度から委託業務として処理をお願いしてきたところでございます。斑鳩町との単価の違いというのは、扱ひ量が全然違うというところがあります。当然、それによって委託を受けていただく処理業者も、当然それなりの単価で処理をしていただいているというところがございます。平群町もまだ2年余りの時期でございますので、今後、最終処分業者とも交渉しながら、処理の単価の引き下げをお願いしていくという方向で考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長

山口君。

○6番

斑鳩、いま課長がおっしゃったように、リクエストっておっしゃった。別にリクエストだけじゃないんですね。不燃物という形で、平群町とは違った形で収集してるんですね。あそこは全部有料です。リクエスト収集も、たんすやそういう家財道具、全部有料。だから、そこが違いますけどね。粗大ごみはそんなに量はないんだけど、不燃物を、袋に入るものは全部、要するに可燃と不燃、有料袋に全部分けると。その不燃のものもさっき言った数字の中に入ってるわけです。平群町で言う粗大ごみ、不燃物になるということですね。だから、一緒なんですよ。別に、ただ袋に入るように砕いて入れるか、リクエストで大きいものをとりに来てもらうか、また、自分でセンターまで住民が持っていくか。一緒なんです、ただ。だからその中間処理っていうのがね、いま平群町、ちょっときょう、僕、どうしたのか知らんけど、この1問目だけ資料持ってくるの忘れたんですけどね、要するにね、さっき言ったように、斑鳩町は一体で2万9,000円でしょう。3万1,000円か。ことしまたもっと安なるみたいですけども。平群町の場合は、そういうふうに運搬とか何か全部分けているんですよ。分けてんのはいいんだけど、その中間処理のところ非常に高いんですよ、どう考えたって。この間、ほんで、ほとんど下がってない。1,000円下がっただけでしょう、この4年ほどの間に。そこが問題だって言ってるんですよ。だから、さっき課長がおっしゃった処分方法を見直すっていうのは、私は大事だと思うんです。それはきちっとやってほしいんです。町長ね、もう何回も言ってますから、耳タコでしょうけど、まだまだできるんですよ。

ほんで、これ、やればね、100万単位で経費が節減できるんですよ。だから、私は課長の答弁はもうわかっているんです、おっしゃっていること。清掃センターの所長を初め皆さん頑張っているんです。それもよく聞いてるんです。月1回ぐらい、私も清掃センターへ行ってますから。だから、もうあとはね、町長の決断なんです。どうなんでしょうね。町長、そこだけちょっと答弁してもらえませんか。皆さん決意してよくおっしゃるから、私も町長の決意が聞きたいんですけど。お願いします。

○議 長

町長。

○町 長

課長答弁しましたようにですね、今後ですね、清掃センターにおける仮置き灰の問題を早急に解決いたしまして、作業スペース、中間処理のスペースを確保しながらですね、処理方法を一定見直していきたい、そういう方向で1回考えたいなと思っております。

○議 長

山口君。

○6 番

それで結構だと思います。ただ、単価を下げるのは、いまの処理、要するに新しいスペースができなくってもですね、交渉でいろいろやれますから、それはもう引き続き努力していただきたいということをお願いして、この件は結構です。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、2点目の国道168号線吉新地区の歩道設置の進捗状況の御質問にお答えをいたします。

まず、本件につきましては、これまでも本会議で質問をいただいております。その都度、進捗状況や遅延の要因等を説明をしまいたるところでございます。

現在の進捗状況でございますが、全長130メートルのうち地図訂正が完了した北側65メートルの区間の一部、これは22メートルの区間でございます。建物の除却と用地の確保が地権者の協力のもと完了したということでございます。

先ほど議員が述べていただきました広範囲の地図訂正や関係地権者間の紛争等が大きな遅延の要因になっている南側65メートルの区間につきましては、町としましてもこの問題解決に向け、未相続物件の調書や関係機関とも協議を

進めてきました。また、広範囲の地図訂正につきましても、当初の範囲よりも縮小されているという状況になっております。

しかし、完成時期につきましては、関係地権者の未相続の問題や合意形成等も含めて、まだまだクリアしなければならない課題がありまして、その解決策や手法につきましても引き続いて検討も協議を図りながら進めてまいります。

いずれにしましても、本件につきましては町の長年の懸案事項であり、その必要性、重要性はこれまでも本議会で答弁をしてきたとおりであります。奈良県におきましても、暫定的な措置ではありますが、舗装の打ちかえや路肩のカラー舗装等の安全対策を実施をしていただいております。一日も早く当該路線の抜本安全対策、歩道設置が図られるよう、県並びに関係地権者の協力も得ながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

続いて、歩道整備が進まない中で、歩行者用の信号機や横断歩道の設置をとの御質問にお答えいたします。

森脇橋交差点の安全対策につきましては、警察との協議をいたしましたところ、交差点には信号機が設置されていますが、国道を横断する横断歩道は交差点内では設置はできないことでありました。したがいまして、歩行者用の信号機設置も無理との見解でございます。

このようなところですが、歩道設置ができるまで歩行者の安全対策としてどうできるか、警察や関係機関とも協議し対策を講じてまいるよう考えています。

○議長

山口君。

○6番

もうずっと同じ答えなんですけどね、歩道については。実はね、6月4日に宮本次郎県会議員と植田議員、3人でですね、県の郡山土木、これは1年に1回か、遅くても2年に1回ぐらいは、別にこの問題だけじゃないですけども、平群町内の県にかかわる道路、河川の問題で要望するときに、この問題も取り上げてですね、郡山土木の見解を聞きました。調整課長が対応してくれましたけれども、はっきり言いましたよ。森脇橋南側半分についてはできませんと。ほんで、私も3年前のちょうど前回の選挙前のぎりぎりでしたから3月か4月に、これも当時宮本県会議員と一緒に行って話、そのときは、郡山土木は、今年度中にやりますって答えたんですね、3年前ね。ほんで、今回行ったら、めど立ちません、ありません、全くめどが立っていない。だから、いま課長は

気を遣って頑張ると、県の事業ですから、ただ、土地の買収については町も一緒にやられて、努力されてるのはわかるんですけども、はっきりとそうおっしゃって、3年前の話したら、いや、担当、私、そのときちやうかったんでわかりませんですからね。県もいい加減ですけども、はっきりそこまで言うんです。それは、要するに地籍混乱が理由です。要するに地権者、ほんで、収用をかけるほどの緊急性もない、そこまで言いました。だから、できないと。その後どう言ったかという、私は知りませんよ、調整課長が言ったんですよ。町の土地があつて、歩道はもちろんできないんですけども、交通安全対策については、その用地を利用すれば何とかかなるような話を町さんはされていましたが……、ですからね。いや、だから、どこまでかわかりませんが、一応おっしゃったとおりに言うということなんです。きょうはそのことが聞きたいんです。いま城課長のほうから交通安全の、当然渡っても、渡るほうも渡らないほうも歩道がないわけだから、歩行者用の信号機も横断歩道もつけられないでしょう。ほんで、必要のない橋と橋の間の、橋を渡ってきたところ、要するに、国道に沿っての横断歩道はあるんですけども、こんなほとんど必要あるかないかわからんようなところですよ。一番欲しいのは、森脇橋を渡って、要するに光ヶ丘とか初香台、若井の方も通られるでしょう。あつちから来る方が平群駅へ行く場合に、安全に駅へ行くためにあの森脇橋前の交差点をどうするかというのが大事なんです。だから、歩道もそのために大事なんです。もちろん国道を通行するというときの歩道もあるんですけども、一番危ないのはあそこの交差点なんです。それが歩道ができない、歩道ができなかったら横断歩道も歩行者用の信号機もつけられないってことになれば、何もできないと言ってるのと一緒でしょう。

それと、もう一つは、影響してくるのが駅周との関係です。森脇橋の地域は駅周の地域に入ってますけれども、こっちの竜田川沿いの道がですね、途中でいま工事やっていると公園になると。だから、そこはもう行かないから、例えば私が南へ行く場合は、いつも平群橋を渡ってすぐ右へ曲がってですね、森脇橋の交差点のところから国道へ入るわけですが、これが通らんようになるから、吉新の何軒かの方はもちろん通るでしょうけど、一般の普通の車が通り抜けできなくなってくると、またあそこの交差点の形状も変わってくる。ただ、それをするにはあと何年もかかる。それまでの間も含めてね、じゃあ、交通安全対策どうするんだ、これはもう担当どこでもよろしいわ。県がそこまで言う中で、まだ歩道も何年たってもできないわけですから、そら最終的にできたら一番いいんですけども、待ってられませんから、町としてどのように考えておられるのか。さっき私が、県の郡山土木の課長が言ったようなことを町が

考えておられるのかどうか。ほんで、町の土地があつて、そこを利用すればちよつとはというような話があるのであれば、そのことも説明してください。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

再質問なんですけども、ちょっと私どもが確認してる県の見解とは若干違いますので、まずですね、この吉新の歩道設置につきましては、県のほうで事業決定をしていただいておりますということで、内容としましては、130メートルの間の3.5メートルの歩道設置であるということでございます。これは、これまでも議会で説明してきたとおりなんですけども、県としましては、この事業に対して休止であるとかですね、そういった判断には至ってないというのがいまの見解であるというふうに私どもは認識しております。

ただ、その遅れてる要因としては、非常にその大きな要因として、地図混乱地であると。したがって、要するに地籍を整理する必要があるということがやっぱりかなりその大きな要因になっているというのは、これはもう事実でございます。ちょっと何点か遅れてる要因があるんですけども、一つですね、その民家のあるところにつきましては、買収して除却をしていただいたということなんですけども、それ以外のところで若干遅れてるということがあります。一つですね、議員が御指摘いただいた町有地ということでございますけども、これはですね、ちょうどその国道と町道との合流点、交差点のところですね、あそこの三角地のところの場所を指してるわけでありまして、この場所につきましては平群町名義の土地、それと、一部国道敷になりますので、国土交通省の土地。それ以外にですね、要するに個人の所有名義の土地が非常に数多くあると言いますか、筆数は八筆なんですけども、20名程度の所有者がおられると。その中で、相続が追われてない物件が大半でございます。いまの要するに相続人からしますと、おじいさんのその前のひいおじいさんぐらいの名義人の土地があるとかですね、そういったものがある。そんなことがあるので、なかなか相続を追うのが時間がかかるという、そういった答弁を先ほどさせてもらったということなんですけども、これですね、当然その地図訂正をして、道路勧告なんで、買収をするというのが前提なんで、当然のことながら地図混乱地であれば地図訂正する必要があると。となれば、周辺の地権者の同意が必要であるということがまずこれは必要になってきます。したがって、戸籍で追いかけることができないっていうことであればですね、その不在者の財産管理人ということを、そういう方を申し立てる。これは弁護士を選任するということになるんですけども、そんなことも含めて手続を進めていく必要があると。した

がって、県に全てやってくださいよということじゃなしに、町のほうにつきましても、できるだけできることはやっていきたいと思いますということで、県のほうの事業がスムーズに進めるような形で町のほうも協力体制をとっていきたいと、このように考えております。いまの現時点でいつまでにできるという、その辺のところまでは申し上げることはできませんけども、そういうことで、町としても積極的に動いてまいりたいというふうに考えております。

○議長

山口君。

○6番

もちろん私は、県がね、つくんのは諦めたと言ってるわけじゃないですよ。要するに、全くめどが立たない。要するに、当分って言うか、当面できないってことははっきりおっしゃってるわけです。いま課長おっしゃったのと一緒なんですよ。結局、そういう手続に、じゃあ、最短で1年でできんのかって、そんなことないわけでしょう。何年もかかってですね、その間に県の担当者も何回もかわるわけですよ。だから、県のほうははっきり言いにくそうにですね、もうできません、要するに、実質的にできないということをおっしゃってるわけ。予算は3年前もついでるわけですよ。ね。県は予算ついでるわけ、毎年。でも、だから、もうそんなにとてもやないけど、いつまでにできるとかいう話になってないわけ。だから、さっき言った、いま、三角地が平群町の土地でっておっしゃったから、じゃあ、私はもちろん、いま課長がおっしゃったように、追っていただいて、時間かかっても歩道はつけていただきたい。ね。ただ、じゃあそれまで、もういままでも相当長いんですけど、じゃあそれまでどうすんのっていう話。そこはもう担当違うねんっていうことになれば、それでも構いませんけどね。平群町かって、別に信号機とかそういう交通安全については警察協議が必要になりますから、単独ではできませんけれども、いま、その三角地のところが、平群町の土地が道路にくっついて、道路用地と平群町の土地があるんだったら、国道の横断の信号はつけられなくっても、いま川側から、役場の横からですね、川側から国道へ入るあの道のところに渡れるような歩行者用の信号をつけるっていうことはできないんですかっていうことも含めて検討してほしいわけですよ。要するにね、向こうへ渡る人が多いんだけど、平群モータースのほうへ渡る人が多い、いま、新しく施設ができてますけど、あそこへ渡れる場合はすぐ渡りはるんやけど、ずっと見てたらわかりますよ。皆さん、車が走ってる間は左側へ渡るんです。ほんで、その三角地のところの、いま、青い線が引いてありますね。だから、吉川、いま、シビスもなくなってますけど、シビスさんの店があったあそこのほうへ歩いて行って、あそこで渡る

わけ。あの途中までで車が切れたらみんな渡りはるわけ、駅へ行くのにね。だから、あの交差点が一番危ない。何でか言うたら、信号機があるからすぐばって飛び出すことないけど、ただ、自転車で若い子なんか、上から坂だーって下ってきてね、自分のところが青でなかったも、ぱっぱっと車見て、車なかったらびやって行くんですよ。そういうときに事故が起きかねない場合がもういろいろある。年寄りも渡んのに時間かかるから、車、見通しが、こういうふうにあそこでカーブになってますからね、だから、それも含めて、国道をつけんのにいまの形状ではだめだって言うんであれば、町道側のあそこを、ちょっとでも平群町の土地があんのやったら、あそこを退避みたいにできるようにして、そういう歩行者信号でもつけられないのかと、とりあえずですよ、そういうこともちょっと検討してほしいわけですよ。それはどこが担当課になんのか知りませんよ。国道については、私は課長の言ってることと県の言ってること違うとは思ってませんよ。要するに、今のままではできないって言ってるわけですから、だから、そういうのを全部整理すんのに時間かかるということでしょう。来年や再来年の話じゃないわけでしょう、そんなん。もう極端な話、ここ、僕議員になってからでももう12年目ですから、もうその最初からですから、10年間要するに一緒のままじゃないですか、あそこ。これからまた10年っていうことになっていかなでしようということも含めてですね、ちょっとそのいま私が提案したようなことも含めて、交通安全対策できんのかどうか、すぐ答えられないでしょうけど、検討していただけるんだったら検討していただきたいという、できないなら、もちろん法的に無理だとかいろいろあると思うんで、その辺、いまわかるなら答弁していただいていいし、わからないならまた後日でも結構ですけれども、その点どうでしょうか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

再質問にお答えをいたします。

確かに議員述べていただいたとおり、本当に歩行者も多い、夕方、夜間また雨天のとき、非常に危ない状況であるという、この辺のところは、私どもも現地も確認しておりますし、十二分に認識をしております。

先ほど申し上げました地図訂正なりですね、要するにその所有権の関係でございませうけども、これにつきましては県のほうにも要請をしております。当然その調査費もつけていただくということで、それについては県と町と連携して動いていきたいということでございます。

町の土地の件なんですけども、これもですね、この場所が要するに地図混乱

地であるということで、なかなか現時点では境界が確定しづらいというのがございますもので、一定、地図訂正も全て、地図混乱の解消をして初めて要するに交差点改良に着手する、歩道設置に着手するという流れになりますので、その辺のところは御理解いただきたいと思えます。

安全対策につきましては、冒頭で答弁いたしましたけども、路側の部分についてはグリーンのカラー舗装で、一定、歩車分離ということでしていただいておりますけども、あくまでこれは暫定でございます。まだまだその対策を講じる必要がある、そういったことがありますので、これにつきましては交通安全の所管課、あるいはまた県とも十二分に調整していきたいと、このように考えております。

○議 長

山口君。

○6 番

わかりました。ただ、その町の土地云々は別にしてね、いま言ったような形で、横断歩道なり歩行者用信号だけでも、来たときだけで、常に信号が変わるという状態じゃなくていいですから、そういうこともぜひ検討していただくことはお願いしておきたいと。ほんで、今後、ちょっと本当にね、あそこの交差点どうするかっていうのは、もうちょっと全体で考えていただいて、要望書も地域のそれぞれの自治会からももう何回も上がっているというふうに思うんですけども、そのことはぜひお願いして、この件についてはそれで結構です。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

続きまして、3点目の国道168号バイパス三里地内の歩行者横断の安全対策についてで、1点目の南都銀行南側の交差点への信号機の設置についてお答えいたします。

信号機設置に対する警察の見解といたしましては、交通量や道路幅員、横断者の滞留場所の確保など、審査した上で決定されるところでございます。当該交差点の信号機の設置につきましては、以前にも他の議員からの御質問にもお答えいたしておりますように、西和警察署に要望として協議してきたところでございまして、当該交差点の町道は狭隘であるとのことで、現状では信号機の設置はできないというところでございます。

以上です。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

続きまして、商業施設の関係の御質問にお答えをいたします。

南都銀行南側の商業施設の建設の進捗に関しては、昨日も他の議員の一般質問で御説明を申し上げておりますが、建設予定の商業施設はイオン系のスーパーマーケットでございます。現在、開発申請の事前協議書を県に進達し、県においてその内容の審査中、あわせて、大店立地法の説明会を7月の19日に予定をされているところでございます。

御質問いただいております安全対策の措置でございますが、現時点での出店計画の図面では、バイパス側で、南都銀行前の御指摘の交差点から約70メートル程度南側の位置でメインの入り口が1カ所設置をされます。あわせて、信号機と横断歩道が設置をされるという予定になっております。さらに70メートル南側で左折専用出口が1カ所、それと、開発区域の南の端で、運搬車の専用車両の出入り口が1カ所という合計、出入り口につきましては、バイパスに面して3カ所設置されるという計画になっております。

南都銀行前の交差点でございますが、開発区域に面して東側へ、町道の現道を約26メートルの区間において6メートルに拡幅をされるという予定になっております。これまでの警察、県との協議の中で、南都銀行前の交差点に接続する東西の道路、町道でございますが、この道路につきましては、道路幅員が狭く、商業店舗への車や歩行者の安全な誘導の観点から、新たにメインの出入り口を設置するという方向で行われてきたということでございます。

以上、答弁とします。

○議長

山口君。

○6番

本当に残念なんですけどね、イオンでしょう。これは、議会には正式に1回も報告は受けてませんけれども、うわさとしては早くから聞いてますから、しかし、私はきょう質問した南都銀行南側についてはですね、もちろん道は狭いんですけど、あそこは朝の通勤、通学の道で、奥田議長も以前何回も質問されてですね、三里の自治会からも要望上がってると思うんです。それがもう早くからわかっててですね、イオンの計画なんてそのずっと後じゃないですか。その前からここは信号をつけてほしいという話があって、なのに、いま聞いたら、もう既にその南都銀行の交差点から南へ70メートルのところにつけるというわけでしょう、信号機を。もちろん道路、車はできるだけ信号が少ないほうがスムーズに走りますからそうなんだろう、そのことなんだろうけども、じゃあ、三里の住民はどうでもええんかっていう話になるわけですよ。もちろん

道路関係ではそういうふうになるでしょうけども、町全体のことを考えた場合、どういう協議をされてんのか。もう事前協議でそこまで話行ってるんでしょう、町長。じゃあ、三里の住民はどうでもええんですか。奈良県では、信号機なかなかつけてくれないっていうのが問題になってるんですよ。県議会でも、今月の28日かな、うちの宮本議員も代表質問で質問しますが、信号機なかなかつけてもらえないから、斑鳩でもこの前、新しいバイパスできるところで大事故があったんですよ。ほんで、そこは信号機つくことになったんです。事故がないとつかない。警察もつけたいんだけども県が予算をくれないって、平群町は関係ないんですけどね。だから、それをやっぱり熱心に言おうと思ったら、じゃあ、こういう開発絡みだったらすぐつくんでしょう。それはイオンが日本最大のスーパーだからですか。70メートル南なんて使いようないんですよ、歩行者にとっては。これはこれで必要ですよ。私は要らないとは思わない。でも、南都銀行のそこには歩行者用の信号ぐらいいはですね、この開発に合わせてつけるぐらいの要望をですね、町としてされてるんですか。されてないでしょう。ほったらかしじゃないですか。この間、何回も議会でも要望してて、地元住民から要望あったって、されましたか。されたんならされたと言ってください。されても全然だめだったのか。私は今度の開発に合わせてやるほうが実現しやすいと思いますから、だから今回取り上げたんですけども、これも県土木で聞いたら、もうここまで話行ってますよって県で聞きましたよ、いまの課長の話を。だからね、それはええんですよ。担当課は担当課で考えるからいいでしょうけど、でも、南都銀行のほうはこの前まで議会ですずっと質問あったわけでしょう。担当課が違うから、そら協議されてるのかどうか知りませんよ。住民にとってはおかしいでしょう、こんな話。町長、どう思いますか。

「答弁しなさいよ」の声あり

○議 長

山口君。

○6 番

三里の住民の皆さんから要望が出て、議会でも何回も要望が出て、ただ、いまの植田課長の話だったら道が狭い、それはわかります。ほんで、イオンが来ます。70メートルの真ん中のところに駐車場へ入る出入り口をつくります。そこへ信号をつけます。これもわかります。しかし、このイオンの計画から前に出てた歩行者、要するに平群駅へ通勤、通学する人たちの要望が出たことは、当然町としては御存じのはずなのに、事前協議では、事前協議やから最終じゃ

ないでしょうけども、70メートル南にできる。こっちは信号つくけど、もともと要望してたところは信号つかない。おかしくないですか。イオンのためならつくる、これはどこが悪いんか知りませんよ、開発関係やから。何でこっちできないのって、ごっつ不思議に思うんですけど、町長どう思われますかって、感想を聞いてるんですよ。できないならできないでいいですよ。要望されましたか、三里の皆さんの願いを。いや、そこんところですよ、私が言いたいのは。要するに、縦割りじゃないですか。フラット化したって言うたって、全然横の話し合いがないじゃないですか、それだったら。そう思いませんか。私はそう思ったから言ってるんですよ。違うなら違うと言ってください。

「答弁しなさいよ」の声あり

○議 長

住民生活課長。

「町長しかできへん」の声あり

「休憩したらどうやねん」の声あり

「休憩しましょう」の声あり

○議 長

30分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2時22分)

再 開 (午後 2時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

町長。

○町 長

お答えいたします。

南都銀行南側の交差点の信号機の設置の要望につきましては、西和警察に継続的に要望して協議しておるところでございますが、先ほど答弁したとおり、当該交差点の町道は狭隘で、現状では信号機設置できないという答えをいただいております。

イオンのこの開発地域の信号につきましては、イオン独自で警察協議する中で、イオンのほうで設置するということでございますが、なお、この信号につきましては、地権者並びに下垣内、あるいはまた三里の総代からも、信号機設置についての要望は出された結果であるというふうに報告を受けておるところでございます。

○議長

山口君。

○6番

いや、だから、別にイオンが、スーパーか何か知りませんが店ができて、そこへ入るのに信号機は、そらええんです。イオンが金出されるんでしょうから、それも結構なんです。ただ、それ以前から平群町の、特に三里のあの地域に住んでる方が通勤、通学で歩いていくわけですから、別に道が広くなくていいですから、あそこを通るんです。私は何も車用の信号機をつけろと言ってるわけじゃなくって、歩行者用の感应型、感知型っていうんですか、の信号機をですね、せっかくそこへ店ができるんだから、そのとき一緒につくれば、だって、イオンができれば車が増えるんでしょう。あそこを通る、渡る人は余計に、横断歩道だけありますけど、消えかかった、余計に車を見て、車が切れるのが減るわけじゃないですか、その間。だから、当然、平群町の住民の利便性を考えるなら、この開発の際に一緒にですね、事前協議してるんだったら、どこが金を出すかは別にしてですよ、歩行者用の信号機ぐらいは設置するのが当たり前じゃないかと、それを要望してるんですかって聞いてるんです。その前から西和署に信号の要望してんのは、そら知ってますよ、答弁されてるわけですから、奥田議員の質問に対して。でも、これまでできてないじゃないですか。それは県のほうの、要するに県の予算の関係もあって、それから優先順位もあってなかなかつかない、そらわかるんです。でも、せっかくこういう開発があるんだから、その事前協議を平群町も参加してるんなら、当然その要望もイオンに伝えてですね、やってもらったら一番いいんじゃないんですか。そういう要望をされたんですかって聞いてるんです。西和署にされてんのはもちろん、そらわかりますけどね。事前協議のときはそんなことされてないわけでしょう、いまそれがなかったから。いまからでもまだ、まだ事前協議中ってきのうの答弁でしたから、ちょっとその話も町長、入れてくださいよ。そら、なるかどうか

か知りませんよ。平群町としてはやっぱり、あの周辺の住民の安全を確保するために、せっかく店が来てくれるんだから、その店を利用するのはあの近くの人が一番多いわけじゃないですか。その人たちのためにも安全で買い物が、別に車ばかりで行く人ばかりじゃないですから、歩いていく人もいます。歩いていく人は裏から入れるっていうようなもんかわかりませんが、下垣内のほうから行く場合、歩いていく場合は真ん中のとこ渡らんでも、もっと北側の方は、そこを信号を渡って行けばですね、店にもすっと入れるわけですから、その辺はちょっとね、これからでも要望していただけませんか。議会にはまだ事前協議中ということで、このイオンの開発については正式な報告はされてませんので、その報告のときにはですね、そういう要望をしてどうだったかっていうのも回答できるようにしていただくことを約束していただけるんなら、もうこの件はそれで結構ですけれども、そこだけ、じゃあ、その話はしていただけるのかどうかだけ、ちょっと答弁いただけますか。

「答弁、誰がするのよ」の声あり

「また休憩かいな」の声あり

「町長の話やんか」の声あり

「休憩かいな」の声あり

○議 長

はい、町長。

○町 長

ちょっと待って。まだ開発、おりてないやろ。

「そんなん議場でするなよ」の声あり

○議 長

はい、町長。

○町 長

いま、手続の詳しい状況は、私自身が把握しておりませんが、イオンに申し入れるなり、イオンの開発区域外ですんでね、イオンに申し入れすること自体が正しいかどうかかわかりませんが、町として何ができるか、できることを

やっといこうかなと思います。

○議 長

山口君。

○6 番

区域外って、ぎりぎり入ってはないのか。ぜひ頑張っていていただいて、もう長年の要望ですので、実現していただくことをお願いして、この件はこれで終わります。

次に行ってください。

○議 長

はい、教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、4点目の須崎市への青少年学習体験事業のその後に関する御質問にお答えさせていただきます。

青少年学習体験事業につきましては、3月議会及びその後の全員協議会におきまして御審議をいただいたところでございます。行き先であります高知県須崎市につきましては、海、山、川、これらがある非常に自然に富んだまちであり、その自然を生かした多くの体験プログラムが用意されています。また、この須崎市では、本格的な家族交流型の民泊も体験でき、体験学習には非常によいところであると考え、平群の子どもたちにはぜひ体験させてあげたいというふうに考えておりました。

ただ、この事業につきましては、公の主催、つまり教育委員会主催での事業実施につきましては、御質問の中にもありましたように、この間の議会での審議経過を踏まえ、実施を見送ることとしました。

そこで、任意団体である総合型スポーツクラブのくまがしクラブのほうに事業として実施についての打診をしたところ、当該団体内での協議の上、実施の判断をされ、現在その実行に向け準備されているところです。

なお、事業の実施時期につきましては、8月8から10日の2泊3日の予定で計画し、民泊やマリンスポーツ体験、現地の子どもたちとの交流等、特徴のあるプログラムが予定されているというふうに聞いております。

教育委員会としては、このくまがしクラブの事業にできる範囲で後援していきたいというふうに考えています。

○議 長

山口君。

○6 番

当初予算で150万計上されて、参加する子どもたち、実質的には親が負担

するわけですが120万、町の負担は実質30万ということで事業が組まれて、4月全協でも、金額は変わってましたけれども、同じ内容で提案されてきた。今回、教育委員会主催ではないと、これですね、もうホームページに載ってますね。くまがしクラブ、会員2万5,000円、非会員2万7,000円。ほんで、その前に、教育委員会がくまがしクラブにお願いされたんですね。強制じゃないですね。お願いされたんですね。平成26年度、平群町青少年野外活動体験案、概要について。ここにいろいろ、議会に説明されたように、須崎市の選定理由とかですね、予定している体験プログラムとか書かれてるんですね。その中に費用の積算も出されてるんです。私、これを見ててね、不思議に思ったのが1点。まずね、じゃあ、議会であれだけ、3月議会の当初予算で、その部分については町長から、正確を期さなあかんでメモで言いますけれども、町長からですね、事業自体は教育委員会を中心にやっていきますんで、行き先等また御相談させていただいて、事業自体はやっていきたいということでよろしく御理解いただけますようお願い申し上げますということで、自主的にそのこの予算の歳出歳入部分については凍結した上で、改めて、この事業そのものはやっていきたいので、行き先等を検討し直して出すということで、4月の全員協議会で検討された結果、やっぱり須崎市なんだということで出されたんですが、今回、それから2カ月、いつの間にかくまがしクラブに事業を、私はもうはっきり言って委託されたというふうに思いますけれども、委託されて、議会には何の報告もない。もう募集されてるんですよ、言っときますけど。いま課長言ったように、準備していただきます、違いますよ。もう募集かけてるんですよ。何で募集かける前に報告ないんでしょう。もう、要するに、教育委員会、するのを断念したわけでしょう。それはそれでいいじゃないですか。だから、断念したから、あとは任意団体がやるんだから関係ないんだということですか。しかし、もともと当初予算で出してきてですね、もうこれ、不執行にするわけでしょう、歳入の120万と歳出の150万は。全然これ、6月議会の最初でも報告ないってというのはどういうことなんですか。それこそ議会軽視じゃないですか。あれだけ固執して、多くの議員がいろいろな立場から反対して、るにもかかわらずですね、4月の全協では、須崎がこんだけいいんだということは何回も何回も強調されたのにもかかわらず、ほんで、これ、いつかわかりませんが、くまがしクラブのほうに持っていかれたのは5月でしょう。いや、それ、どういうことなんでしょう。その辺の経過ね、いま簡単に説明されたけど、いや、議会に説明する必要なんか全くないということですか。教育長、そういうことでよろしいですか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

経過というふうにおっしゃられましたけども、いま議員がおっしゃったとおりです。3月の予算審議の中で話が出て、凍結した上で、改めて議会の理解を得た上でやっていきたいというふうな話でした。その機会をつくったのが全員協議会ということで、全員協議会で一定の具体的なプログラムっていうか、積算も含めた形での提案もさせてもらったと思うんですけども、全員協議会の中での議論の大勢としましては、理解を十分全体としてはいただくことができなかったということです。教育委員会として、教育委員会が主催してやっていくっていうことについては議会の理解が得られてないというふうな判断でできないと。その審議の中でも、場合によってはスキー教室とか、そういった野営体験学習なんかっていうふうなものについては、社会教育の一環としてやるなら、くまがしクラブとかそういった任意団体があるやないですかというふうな御意見もいただきましたんで、そういう御意見も尊重して、くまがしクラブのほうに、こういう話があるけどもくまがしクラブの事業としてやってみることはどうですかというふうな話を持っていきました。クラブの、任意団体でんで、そちらのほうで役員会を開かれて、やっていこうというふうなことになったということで、ここでも教育委員会からは、一応手が離れてるっていうか、そういう意味じゃあ、主催っていう意味じゃあ、もう任意団体のほうに手を移したというふうなことになっておりますので、あえてそのことについて改めて議会のほうに所定の委員会等々で報告するようなことまでは必要がないかなっていうふうに判断をしたところでございます。

○議長

山口君。

○6番

それはちょっと違ふと私は思いますけどね。任意団体でっていうのは、私もちらっと言ったというふうに思いますけれども、それはそれでいいんですけどね。せやけど須崎なんでしょう。これ、町の担当者がくまがしクラブの会議に出られて、こういう資料を渡されて、会議の中身も聞きました。何でうちがやらなあかんという話。そのときに議会での説明は一切されていない、議会はどうだったかっていう説明は。ただ、あるその議会での状況を知ってる人物が若干発言して、町が困ってんのやたらっていうようなことだったというようなニュアンスの話は聞きました。それはいいですけどね、かと言って、もともと、だから、子どもを連れていくという中身は変わらんわけだから、任意団体、議会の意向を受けて、任意団体に変えたなら変えたで、当然、私はこの間、文

教厚生委員会もありました。そういうところで言うのか、そうか、今回の初日にですね、これ、募集かけられたのは15日、きのう、おとといぐらいでしょう。ホームページに載ったのはもうちょっと早いかわかりませんが、これ、私、きのう、おととい、プリントアウトしただけですからあれですけども、日付的には15日とか何かなってまして、これから小学校を通じて子どもたちに配るといようなことも書かれています。人数は40人に増えてますね、先着順。最小催行人数30名、要するに30人超えたら行きますよ。40人になったらもうそこまでですよという中身ですよ。これで、私さっき言った、奇異に思ったのはね、そら教育委員会、いまの答弁は私は納得はできませんが、たとえそうだとしてもね、じゃあ、平群町が出す30万、要するに、本人が全部、参加者の子どもと一緒にいく大人の分も全部負担するわけじゃないでしょう。だから、平群町は150万の予算で120万集めるけれども、30万は一般財源を使うといようなもともとの内容やったわけじゃないですか。金額はそのときは1人5万円ですから、それに比べれば今度、会員と会員外は値段違いますけれども、半額の2万5,000円になってますから、そんなに要らないでしょうけれども、それも全部あれですか、参加者負担ということで、くまがしクラブのことなんでわからんということですか。それ、どういうことでしょう。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

先ほども申しあげましたように、一旦、もうこれは教育委員会の手から離れたものということで、くまがしクラブのほうで経費、プログラム等々については検討されて、くまがしクラブのほうでの責任でやっていただくというふうな形になってます。募集については6月13日に、募集っていうか、お知らせっていうようなものを出されたというふうに聞いてます。改めてまた募集を、正式には6月末ぐらいに出すっていうふうには聞いております。したがって、そういうことですので、教育委員会からくまがしクラブのほうに委託したっていうことには、正確に言うとならないというふうに思ってます。費用についても全て、くまがしクラブ、任意団体のことですので、当然採算性がとれる内容のものを企画されますので、その2万5,000円、2万7,000円で全て賄えるっていうふうな内容のものでございます。

○議長

山口君。

○6番

じゃあ聞きますけどね、これ、町がつくってくまがしクラブに資料として渡

した資料、さっき言った概要について、ここにね、総事業費用、参加者負担試算額って書いてある。これは、あくまでも全部入ってませんから、その最後のほうにね、総額から20万引いてるんですよ。括弧して、須崎市より補助金って書いてある。教育委員会から手が離れた任意団体のくまがしクラブが須崎市から補助金もらうんですか。そういうことですよ、いまの話やったら。行政としてそんなことありですか。くまがしクラブが須崎市から補助金もらうんですよ、20万円。これ、教育委員会、知らないですね。くまがしクラブが勝手もらってきたんですね。そういうことでいいですね。

○議長

はい、教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

いえ、その辺につきましては、その補助金20万っていうのは、須崎市のほうが子ども農山漁村の過疎地対策かどうか、詳しいことは知らないですけども、農山漁村の交流による地域活性化モデル事業ということで、須崎市がかねてから手を挙げてて、それを国のほうで認められたということで、今回くまがしクラブが企画するこのプログラム事業に充てていただけるということを須崎市のほうからお聞きして、そのことをくまがしクラブのほうにお知らせして、費用に充てがってるというふうなことでございます。

○議長

山口君。

○6番

教育委員会から手が離れてんのに、何で須崎市、じゃあ、くまがしクラブが須崎市と話したんですね、須崎市と。教育委員会から離れてるんでしょう。だから、行政同士で20万の話したんですか。町長が話されたんですか。平たく言えば、議会であんまり賛成されなかった。再度出したけども賛成されなかったから、町本体ではできません。教育委員会ではできません。だから、くまがしクラブにやってもらいました。そこまではまだいいですわ。やってもらいます。ただ、なぜそこまで須崎にこだわるのかっていう問題は出てきますよ。ほんで、いま課長は、いやもうそっちで受けてもらったんで、そっちでの話。じゃあ、須崎市という行政が平群町のくまがしクラブに20万円補助金出す理由って何なんですか。来てもらうのに20万出すんですか。聞きましたよ。須崎市は、岡山県真庭市、合併してあそこは、真庭郡っていうところが合併して、中心は勝山町とか落合とか、インターで言えば落合が一番有名ですかね。その一番上の川上村やったかな、川上、それから八東、「八つ墓村」のモデルになったところです。その小学校ともう十数年交流してると。ほんで、言っときま

すけど、これ、向こうの学校と交流してるんです。民泊して、平群町が計画してるようなああいういろんな体験をやって、そこにも補助金出してるんですかって聞きました。出してません。ほんで、向こうの、はっきり言ってうちの共産党の議員が2人いますから聞きました。知ってるんですかって聞きました。知りません。平群町と何かちょこちょこやってはるのは、議会でたまに市長が報告しはりますと、ね。これ、20万出す話、まずびっくりしてました。ほんで、いま課長言ったとおり、総務省の子ども農山漁村交流による地域活性化モデル事業、これ、手を挙げてもらったの3月ですよ、言っときますけど、須崎市が。平群町のためにじゃないんです。全部で170万、そのうちの20万を今回無理無理使うということ、補正で出てくる。今回の6月の補正で出てるんです、須崎市は。こんな無理な交流ありますか。よっぽど町長が何か約束してないと、こんなことにならんでしょう。あなた、約束してない約束してないって、3月議会でも4月でもおっしゃってたけど、教育長もおっしゃってたけど、いや教育長は知りませんよ。町長が個人的なつながりで交流ということにずっとなってきた経過がありますからね。こんな無理な交流ありますか。来てもらうのに20万出しますか。向こうは向こうの活性化でやるんですよ。これ、子ども農山村交流事業で、平群町がもらって、それで子どもたちにそういう体験させるならわかりますけど、須崎の子じゃないですよ、平群の子を須崎市が金出して、20万円。いや、おかしいと思いませんか。知ってるんでしょう、ここに書いてあるんだから、教育委員会は、須崎市が20万出すっていうのを。いまも答弁あったけど、そっから出すからええって言われたんですか。向こうの課長、頭抱えてたそうですよ、納得得られるかどうか。須崎は須崎で、市民に納得得られるかどうかわかりませんよ、20万円。いや、国からもうてきたやつやからええんだって、そんなわけにいきませんよ。ちょっと無理が過ぎませんかね。どうなんですか、町長。そこまでしてこの事業をやるんですか。私はどうも納得できない。何のためですか。この前も本会議、いやいや、だから、この前の3月議会でも、その後の全員協議会でも、何のための交流ですかってみんなに、議員に言われてたでしょう。あなたのためですかって言われてたでしょう。平群町の子どものためでしょう。何でこんな無理な、無理に無理を重ねるようなことをやるのか。答弁してくれるんですか。

○議長

はい、町長。

○町長

全く逆じゃないですかね。私も20万、須崎市が補助金を獲得して、山口議員のお話ですと、もともと獲得していた170万のうちの20万ということの

ようでございますが、20万を平群町の子どもさんが来ていただくんで、その20万は使いたいというふうな報告を教育委員会から受けまして、びっくりしてます。えーとっております。本当に須崎市さんが平群町に対してですね、本当に強い思いを持っていただいているんだなと思って、ほんで、感謝の気持ちでいま現在おるところでございます。

そんなことで、須崎市になぜこだわるのかというふうにおっしゃっておりますが、なぜ須崎市じゃだめだと、なぜそこまでこだわるのかなというふうには、逆に私は、素直な気持ちで思っております。本当に須崎市は、課長、前回答弁しましたように、研究すれば研究するほどすばらしいとこだというふうに課長も感じているようでございますが、いま、どうやらくまがしクラブのほうも須崎市を非常に気に入っていただいて、皆さん本当に、ぜひ平群の子どもたちのためにいい体験をしてもらおうということで、くまがしクラブの方も張り切っているというふうに聞いておるところでございます。どちらの市もこれでよかったというふうなことであれば一番よろしいことでありますし、行った子どもたちが、向こうでも何か、向こうの小学校の子どもさんも、何か平群の子どもが来ることを非常に楽しみにしているというような話も、これ、実現するかどうかわかりませんが、漏れ聞いておるところでございます。これからの日本をしょって立つ子どもたちが須崎市というすばらしいまちで交流できて、お互いの切磋琢磨につながれば、こんなすばらしいことはないというふうに思っております。

○議 長

山口君。

○6 番

何で須崎以外って、この間、何回皆さんおっしゃってるんですか。海とかここに書いてあるようなことを経験させるんだったら、別に須崎でなくてももっと近場にいっぱいあるじゃないかっていう話はさんざんしてるじゃないですか。それをこだわってるのは、あなた、ここしかだめだみたいなことでこだわってるんじゃないですか。どっちがこだわってるかっていうのは、もう一目瞭然じゃないですか。

ほんでね、もう一つ大事なものは、さっきも言いました、いま、須崎市が交流してる岡山、これも山の学校ですから、八束と川上っていう、もともとは小さい、いま、真庭市になってますけど、そこの小学生、6年生なら6年生、5年生なら5年生、全員多分行くんだと、いやはっきり聞いてませんよ。多分そういうことだと思う、小さい学校ですから。だから、今度平群町が行く場合、向こうの南小学校ということ交流する予定になってるらしいですけども。で、

泊まるのはかがやき集落センターです。ね。だから、平群町の場合は、でも、小学校、今度、4年から6年まで募集かけてますから、対象者相当いますよね、小学校3校で。でも、最大行って40人ですよ。ね。北が2クラス、いま、平群小学校が2クラスですか、で、1やから、5クラスあって、どれぐらい子どもいるんでしょうね。200人、百数十人いるんでしょう、6年生だけでね。それが3学年ですから500人ぐらい、500人から600人を対象に、そのうちの40人、行くのはね。先着順ですわ。だから、行きたくても行けない子が出るのか、出る可能性もありますわね。これはどういうふうにするんで、これはくまがしがやることだから関係ない。金もらうのは、さっき町長答えてないけど、20万の金をもらうのは教育委員会から聞いたとおっしゃったけど、くまがしに手が渡ってんのに教育委員会が20万円の話したんですか。教育長、そういうことですか。向こうが20万円出すからぜひ来てくれっていうことですか。いま、町長の話では、向こうは向こうで平群を大事にしてるから、20万円出してまで来てほしいって、こう言ってるって言うわけやから、よその学校には全然そんな金出してないんですよ。平群町だけ出しはるんですよ。それ、どういう説明を聞いて、くまがしクラブにはどう言うたんですか。向こうが20万円持ってくれるから、大人の引率分はそれでいけますよと。くまがしの中では、これはあんまり言いたくないけども、いや20万やったら余るんちゃうとかいう話、出てるらしいじゃないですか。大人、何人行くんか知らないですけど。それと、さっき、喜んでっておっしゃったけれども、全部が全部賛成やったわけじゃないんですよ。それ、担当者に聞いてくださいよ。聞いてるでしょう。結局押しつけられてるんじゃないですか、教育委員会に。そこまですてやろうとしてるんですよ。異常でしょう、そっちのほうが。見解の相違って言われれば、そうかもわかりません。いや、そのことはいいです。いま言ったその20万円は教育委員会からお願いしたんですか。向こうから、くまがしクラブが行くことになったんで20万円出すことになったんですか。その辺の経緯はどういうことなんですか。もう手離れてたからわからんって言うならわからんって言うてくださいよ。

○議 長

町長。

○町 長

押しつけというのはないと思いますよ。それはちょっと言い過ぎちゃいっつか。いやいや、一応中で、くまがしクラブの会員の中でいろんな意見はあったと思います。しかし、大勢は、これはええことやないかという意見があったというふうに聞いておりますんで、おっしゃってることはちょっと違うんじゃない

いかということだけは申し上げておきます。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ちょっと誤解があるように、お聞きしとったら思うんですけども、その20万っていうのは、例えば、例えばと言うか、町のほうで予算執行できないから何とかそっちで持ってくれへんかっていうふうなことを、こちらから何か向こうに申し入れをして、向こうでこんなあるからっていうふうな話のように想像されてるんかなっていうふうな印象をしたんですけども、もちろん須崎のほうにこういう計画をして、野外体験学習をしようっていうようなのは、須崎と話してる中で、向こうのほうからこういう、向こうのほうで既に地域活性化モデル事業で、いわゆる農山漁村で、須崎市のほうも人口減で地域活性化をいろんな施策を打ってる中で、民泊を中心としたそういう観光、いわゆる振興っていうようなことを手を挙げてとられたっていうふうに思います。その辺は、こちらのほうには全然、うかがい知らん話ですので、そういうようなのがあるから活用してくださいと。その20万につきましては、バス、いわゆる交通費に対象になったらいけますっていうことを向こうのほうから情報としていただいたわけで、それを、いただいた情報をくまがしクラブのほうにお伝えしたというふうなことです。それを活用して費用を、いわゆる自己負担を何ぼにするかっていうふうなことを考えてくださいというふうなことです。

○議 長

山口君。

○6 番

すみませんね、疲れさせて。教育委員会は素直でいいですね。逆の立場、考えませんでしたか。平群町がどっかと交流して、平群の自然にどっかの学校とかまちから子どもたちが来る。そんな話があったら、ああこれ使ってくださいって、そんなん普通言いますかね。いや、もちろん、いま言ったのはうそやっって言ってるんじゃないんですよ。そらそうでしょう、そうなんでしょう。向こうが熱心っていうのはそれでわかります。そこまでして向こうが、さっきも言いましたでしょう。もう既に十何年交流してるところにはそんなお金出してないんですよ。真庭市から来るんだから、平群から行くのとあんまり変わりませんよ、向こうも。向こうは瀬戸大橋、こっちは明石大橋のほうに、淡路島のほうになると思います、通るのはね。何で平群だけって、それがあるから20万、多分向こうの議会でも問題になってると思いますよ。きょう、一般質問や言うてましたわ、きのうかきょう。いや、だからね、私が一番言いたいのは、町長

は何や問題ないみたいなことおっしゃってるけれども、おかしいでしょう、そんな20万円の金が出てくるというのも。それと、この間議会でこれだけ問題になってるのに、その後のことはきょう聞くまで言わずに、もう既にくまがしクラブが募集をかけてる。いや、ホームページではもう募集かかっているんですよ、言っときますけど。そら、申し込みできる状態になっているかどうかは別やけど、もう広く知らせてるわけですから、アップしてるわけですから、ホームページに、申し込みできる状況になっているわけじゃないですか。ほんで、最初はくまがしクラブがやるんだから、教育委員会の手は離れてます。金の話は別にくまがしにあったわけじゃなくて、教育委員会にあったわけでしょう、向こうから。そこまでして来ていただきたいという向こうの熱意はわかりますけれども。それに対して普通おかしいなと行政として思うのが私は普通やと思うし、私は向こうの議員なり住民だったら、何でそんなんしてまで来てもらわなあかんのって普通なりますけどね。だから、そういうことも含めてね、この問題については、3月の予算の審議のときの経過からしてですね、余りにも町の議会に対する軽視というか、あれだけ問題になりながらその後のことは報告しない、ましてや、くまがしクラブにこうなって、20万円出ることもちらが言わないと言わない。私はちょっとやっぱり理事者側、特に教育委員会のこの間の対応については非常に疑問に思いますし、こんなことが今後続くようであれば非常に大きな問題ですし、町長の須崎に対する姿勢のやり方も、私は、普通の住民が今回のこの議論を聞いていただければ、この間の議論を聞いていただければ、どっちの言うてることが道理があって、普通のまともな社会人として道理があるかということ、私は理解してもらえんと思いますから、それは、町長と私とでは見解の相違がたくさんあるでしょうから、これ以上言いませんけれども、私は今回のこのやり方に対しては非常に憤慨しているということをお伝えして、私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 3時06分)